

坂戸市地域福祉計画（第4期）

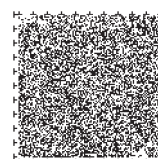
坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第4期）

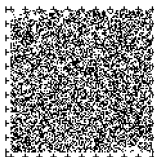
令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



坂戸市

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会





はじめに

近年、少子高齢化の進行や、ライフスタイルの多様化が進む中、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域における様々な活動を制限し、住民同士のふれあいや助け合い、つながりの希薄化をさらに進ませる一因となりました。

また、地域では、8050問題やヤングケアラーなど、介護、子育て、生活困窮や社会的孤立などが、複雑に絡み合う課題が生じており、課題解決には、地域住民を含め、関係機関の連携・横断的な対応が重要となっております。

本市では、平成22年度に「みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまちさかど」を基本理念に掲げ、「坂戸市地域福祉計画」を策定し、市民の皆様の御協力をいただきながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今回、これまでの成果や課題、様々な社会問題を踏まえ、第1期計画からの基本理念を踏襲するとともに、社会福祉協議会との連携を軸とする「坂戸市地域福祉計画(第4期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)」を策定いたしました。

なお、本計画には、多機関による包括的な支援体制の構築を推進する「坂戸市重層的支援体制整備事業実施計画」、犯罪や非行をした人の社会復帰支援を目指す「坂戸市再犯防止推進計画」を包含し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を推進してまいります。

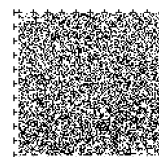
今後におきましても、市と社会福祉協議会は、市民の皆様をはじめ、各関係機関と協働し、本計画に基づいて基本理念の実現に尽力してまいりますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

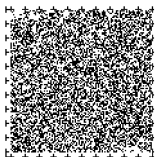
結びに、本計画の策定にあたり、坂戸市地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。



令和7年3月

坂戸市長 石川 清





はじめに

近年の本市を含む地域福祉をめぐる状況は、少子高齢化が一段と進むとともに、子どもや高齢者への虐待、ヤングケアラー、ひきこもり対策など複雑・深刻化した課題が顕在化し、さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、地域コミュニティの希薄化や減収や失業による生活困窮状態の深刻化が進むなど、厳しさを増しています。

また、人口減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域福祉を支える担い手が減少し、地域における支え合い機能の低下も懸念されています。

わたしたち坂戸市社会福祉協議会は、行政計画である「坂戸市地域福祉計画(第3期)」と一体化した「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)」を策定し、坂戸市をはじめ、福祉施設・事業所、民生委員・児童委員、関係福祉団体との連携・協力のもと、地域福祉を推進する中核的な組織として、生活困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援など地域福祉にかかる各分野における様々な課題に適切に対応するため、各種事業を展開してまいりました。

この度、これまでの計画を継承しつつ、新たな課題を含め様々な課題に取り組むべき具体的な活動内容を盛り込んだ、「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)」を策定いたしました。

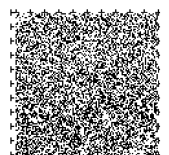
今後の計画実現に向け、引き続き市民や各種団体・関係機関等との連携・協働により、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

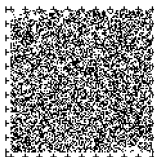
結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見と御協力を賜りまして地域福祉活動計画策定・推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや市民コメントに御協力や御提言をいただきました市民の皆様に、深く感謝とお礼を申し上げます



令和7年3月

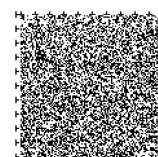
坂戸市社会福祉協議会会長 新 井 勇



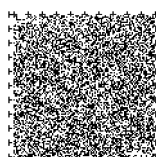


目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉について.....	1
(1)地域福祉とは.....	1
(2)「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉.....	2
(3)地域福祉が目指す地域共生社会について.....	3
(4)地域福祉にかかわる国の動向.....	4
(5)計画策定の背景.....	4
第2節 計画の位置付け.....	5
(1)地域福祉計画について.....	5
(2)地域福祉計画と関連計画とのかかわり.....	5
(3)社会福祉協議会における地域福祉活動計画について.....	6
(4)地域福祉計画と地域福祉活動計画とのかかわり.....	6
(5)重層的支援体制整備事業実施計画について.....	7
(6)地方再犯防止推進計画について.....	7
第3節 SDGsへの対応.....	8
第4節 計画期間.....	9
第2章 本市をとりまく地域福祉の現状.....	10
第1節 統計データからみる本市の現状.....	10
第2節 市民アンケート調査からみる市民意識.....	15
第3節 地域課題等からみる本市の状況.....	22
第4節 地域福祉の視点からみた本市の課題.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本目標.....	30
第3節 圏域の設定.....	31
第4節 計画の体系.....	32
第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開.....	33
基本目標1:地域の活性化.....	33
基本目標2:支援基盤の整備.....	37
基本目標3:支え合いの仕組みづくり.....	44
基本目標4:安全・安心の暮らしの実現.....	50
第5章 重層的支援体制整備事業の推進.....	57



第6章 計画の目標と推進体制	64
第1節 計画の目標.....	64
第2節 計画の進行管理と評価	64
第3節 計画の推進体制.....	65
第4節 計画の公表	65
資料編.....	66
第1節 坂戸市地域福祉計画(第4期)の策定経過	66
第2節 市民コメント結果	68
第3節 坂戸市地域福祉計画審議会.....	69
(1)坂戸市地域福祉計画審議会条例.....	69
(2)坂戸市地域福祉計画審議会委員名簿.....	70
第4節 諮問書.....	71
第5節 答申書.....	72
第6節 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領.....	74
第7節 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)の策定経過.....	76
第8節 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会.....	77
(1)坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱	77
(2)坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿.....	78
第9節 報告書.....	79



第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉について

(1)地域福祉とは

「地域福祉」とは、人々が暮らしている地域の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。



近年、少子高齢化や核家族化が進むとともに、個人の価値観や暮らし方の多様化が進み、家族や地域における住民同士のふれあいや助け合い、つながりが希薄になっています。

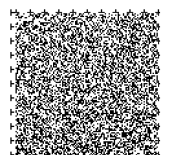
わが国の福祉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを中心に制度化が行われ、それぞれの分野において、専門的な支援が提供されるようになってきました。しかし、このような縦割り、分野別での福祉では対応困難なケースが、次第に現れてきました。

例えば、一人暮らし高齢者の孤独死などの社会的孤立の問題、高齢者・障害のある人・子ども等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人が増えています。

今後の国の状況を見ると、更に少子高齢化が続くなか、85歳以上の高齢者が急激に増加、一方で、生産年齢人口の減少が加速するなど、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしています。

今後、年金、医療、介護などのための社会保障費は増え続け、一方、生産年齢人口の減少により福祉に従事する人材が不足していくと予測されています。また、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年頃には、高齢者のひとり暮らし世帯の増加、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面して、複雑化・複合化した生活課題が更に増加することが推測されます。

したがって、福祉制度の狭間の課題を解決していくことを目指し、地域で暮らす人、関係機関・団体、事業者、ボランティア等がつながり、地域における活動の輪を広げていく地域福祉は、今後ますます重要となっていきます。



(2)「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉を推進するためには、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のそれぞれの役割を果たしながら、連携し、地域生活課題の解決に向け、協力体制を築くことが重要です。

「自助」…一人ひとりの主体的な活動

「互助」…近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い

「共助」…介護保険や医療保険制度など制度化された相互扶助による助け合い

「公助」…行政が行う公的支援(高齢・障害・児童福祉、生活保護など)

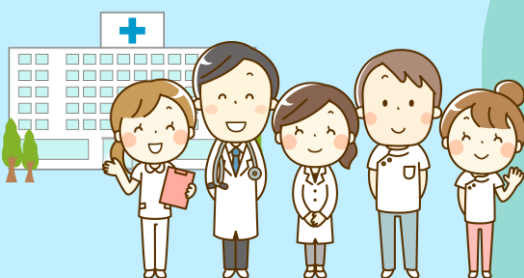
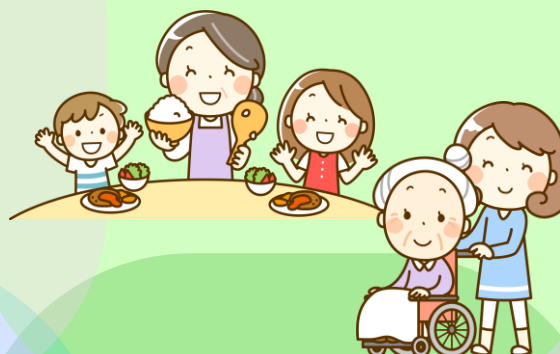
自助

(自らの選択・自己負担)



互助

(相互の自発的な支え合い)



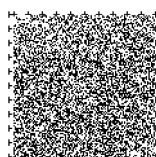
(介護保険、医療保険など)

共助



(公的支援)

公助



(3) 地域福祉が目指す地域共生社会について

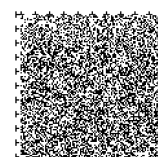
地域福祉が目指すのは、「地域共生社会」をつくることです。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



参考：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>



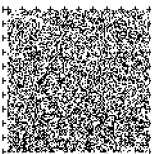
(4)地域福祉にかかわる国の動向

年	国の動き
平成 28(2016)年	<u>「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定。</u> 高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。 <u>「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立、施行。</u> 市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）の策定が規定されました。
平成 30(2018)年	<u>「改正社会福祉法」が施行。</u> 地域福祉推進の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨が明記されました。 また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。
令和 3 (2021)年	<u>「改正社会福祉法」が施行。</u> 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和 6 (2024)年	<u>「孤独・孤立対策推進法」が施行。</u> 社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定められました。

(5)計画策定の背景

本市においては、平成22(2010)年に坂戸市地域福祉計画(以下「第1期計画」という。)を策定し、また、平成27(2015)年以降、坂戸市社会福祉協議会と連携・協働し、一体的な坂戸市地域福祉計画・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

このような背景のもと、令和6(2024)年度を目標年度とする坂戸市地域福祉計画(第3期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)(以下「第3期計画」という。)の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、坂戸市地域福祉計画(第4期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)を策定することとしました。



第2節 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画について

坂戸市地域福祉計画(第4期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)(以下「本計画」という。)は、社会福祉法第107条第一項に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を示す、福祉分野の「上位計画」として位置付けられています。

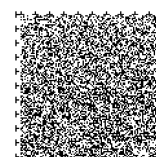
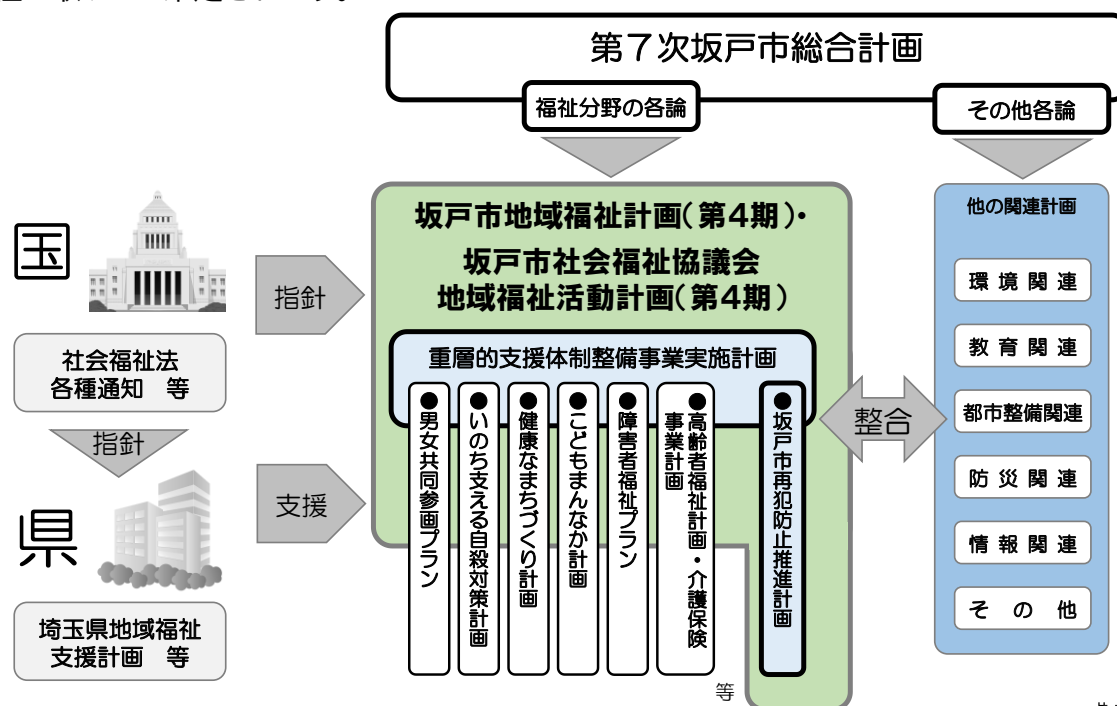
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉計画と関連計画とのかかわり

本計画は、本市全体の基本方針である第7次坂戸市総合計画の福祉分野の各論を示す計画であり、行政で推進すべき福祉の施策の方向性を示すとともに、福祉の分野別に設定された個別計画、その他福祉に関連する計画と整合性を取りつつ、共通して取り組むべき事項等を示す計画です。また、その他の各論、福祉分野以外の市民生活に係る諸分野の計画とも整合性を取りつつ策定されます。



(3)社会福祉協議会における地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

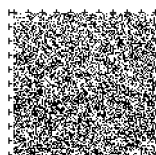
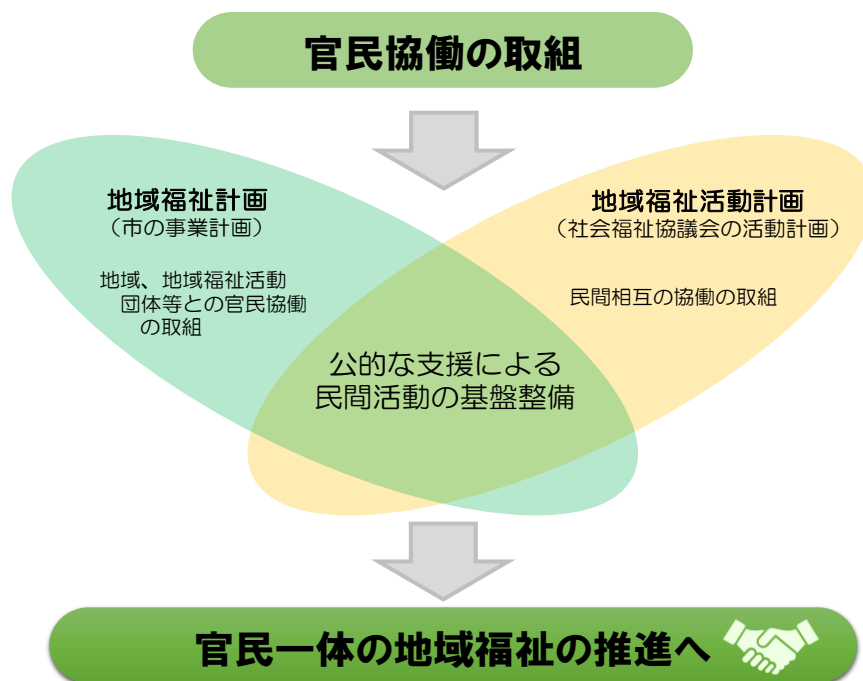
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4)地域福祉計画と地域福祉活動計画とのかかわり

地域福祉計画は、本市の地域福祉推進の全体像を定めた行政計画である一方、地域福祉活動計画は坂戸市社会福祉協議会の策定する活動・行動計画です。主体は異なっていますが、地域福祉を推進する、という共通した目的があるため、2計画を一体的に策定し、「官民協働の取組」により、協力しながら地域福祉を推進してまいります。



(5)重層的支援体制整備事業実施計画について

令和3(2021)年4月1日施行の社会福祉法においては、第106条の4において、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第106条の5では、本事業を実施する際、市町村は事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように努めることとしています。

重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を整備する一手法として創設された事業です。3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施します。

本計画に包含することで一体的な支援を図ります。

(6)地方再犯防止推進計画について

地方再犯防止推進計画は、平成28(2016)年12月施行の再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策を推進するための市町村の計画です。

犯罪や非行をした人たちの中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定な人や高齢者や障害のある人などの福祉的支援が必要な人がいます。そのような人が孤立せず、社会復帰するための支援を進めます。

本計画に包含することで一体的な支援を図ります。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

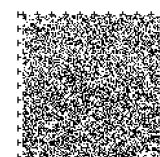
社明 しやめい

検索



出典:法務省ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00036.html



第3節 SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミット※で加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

本市は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題の解決に向けて、第7次坂戸市総合計画とSDGsを一体的に推進しています。

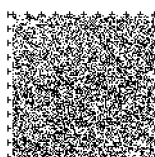
「誰一人取り残さない」という理念は、「地域共生社会」の考え方につながるものであり、本計画でも、第7次坂戸市総合計画に則り、SDGsの視点を踏まえた取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センター

※国連サミット……2015年9月25日から27日にニューヨーク国連本部で開催された、環境問題と持続可能な開発がテーマの国際会議。



第4節 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする5か年の計画とします。

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
前計画	坂戸市地域福祉計画(第4期)・ 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期) (坂戸市重層的支援体制整備事業実施計画、 坂戸市再犯防止推進計画を含む)					次期 計画

第7次坂戸市総合計画 基本構想		
坂戸市総合計画 前期基本計画		坂戸市総合計画 後期基本計画
坂戸市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(第9期)	次期計画	次々期 計画
坂戸市障害者福祉プラン	次期計画	次々期 計画
前計画	坂戸市こどもまんなか計画	次期計画
第3次坂戸市健康なまちづくり計画		
第2次坂戸市いのち支える自殺対策計画		次期計画
さかど男女共同参画プラン	次期計画	

第1章

第2章

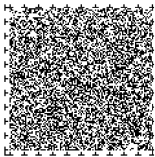
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

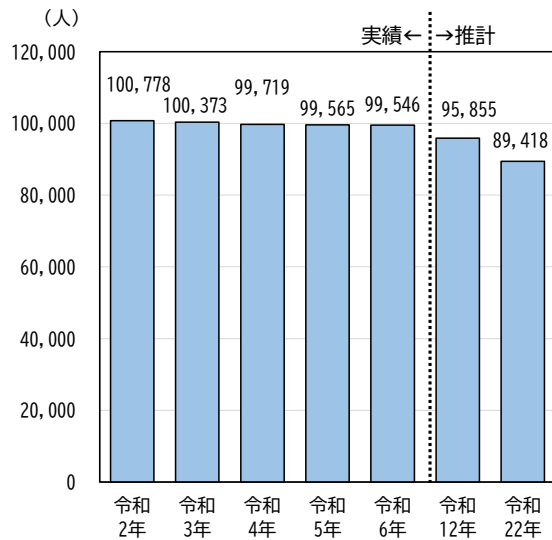


第2章 本市をとりまく地域福祉の現状

第1節 統計データからみる本市の現状

【総人口】

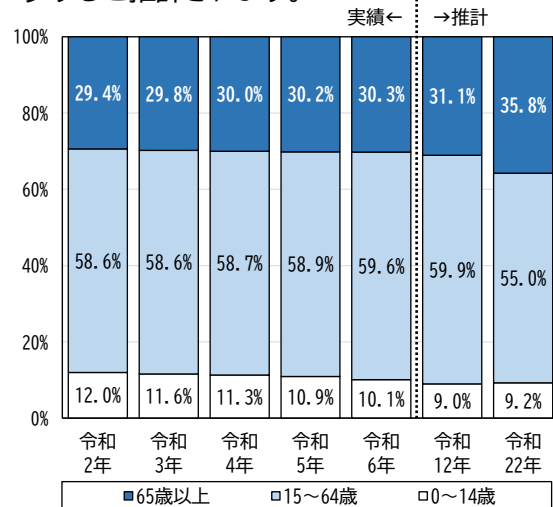
本市の総人口は減少しており、令和22(2040)年には、令和6(2024)年に比べて10.2%減少すると推計されます。



資料：住民基本台帳(実績各年4月1日)
国立社会保障・人口問題研究所(推計令和12、22年)

【年齢3区分別人口構成比】

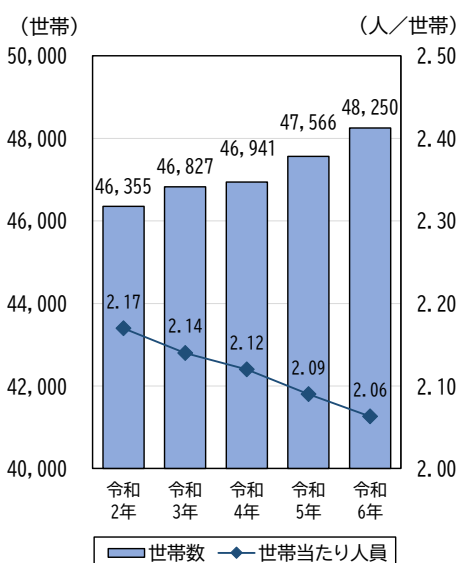
令和22(2040)年に向けて、65歳以上の高齢者人口の割合が増加し、15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口の割合は減少すると推計されます。



資料：住民基本台帳(実績各年4月1日)
国立社会保障・人口問題研究所(推計令和12、22年)

【世帯数及び世帯あたり人員】

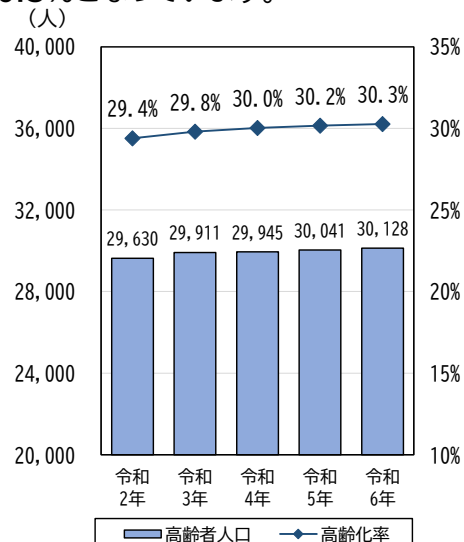
世帯数は増加が続いており、令和6(2024)年には48,250世帯となっていますが、世帯あたり人員は減少しています。



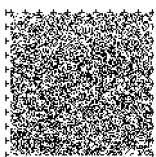
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

【高齢者人口と高齢化率】

65歳以上の高齢者の人口及び総人口に占める割合(高齢化率)は、ともに徐々に増加しており、令和6(2024)年の高齢化率は30.3%となっています。

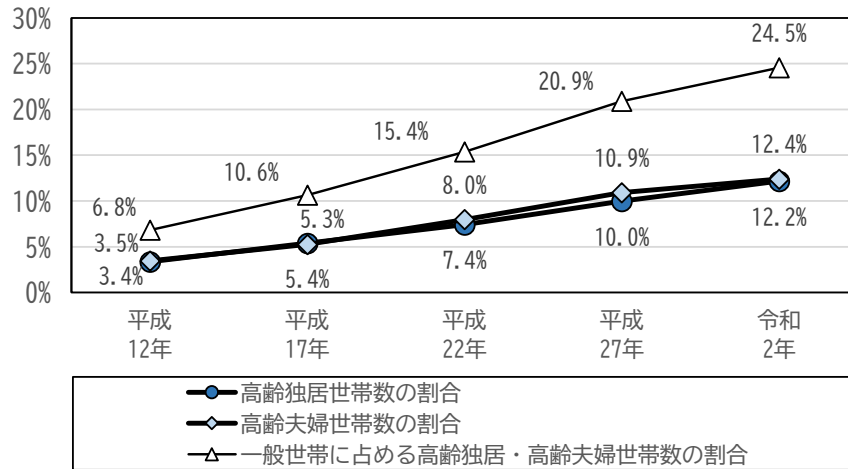


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)



【高齢者のみ世帯】

高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれも、世帯数、割合ともに増加し続けており、令和2（2020）年では高齢独居世帯は5,409世帯、高齢夫婦世帯は5,514世帯と平成12（2000）年の約4.5倍に増加しています。

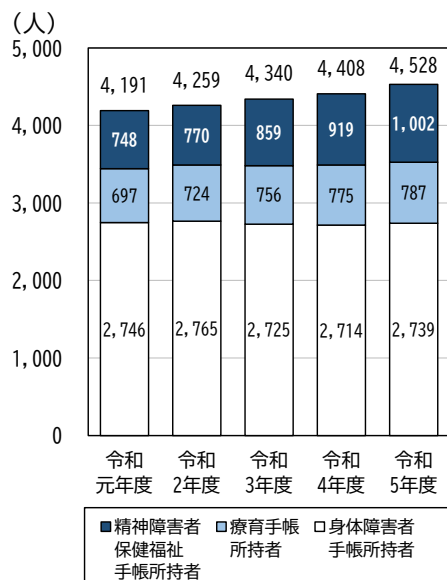


	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢独居世帯数	1,198	2,085	3,073	4,279	5,409
高齢夫婦世帯数	1,237	2,033	3,307	4,674	5,514
一般世帯数	35,707	38,705	41,472	42,846	44,495
一般世帯に占める高齢独居・高齢夫婦世帯数の割合	6.8%	10.6%	15.4%	20.9%	24.5%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【障害者手帳所持者数】

精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者が増加しています。一方、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいとなっています。

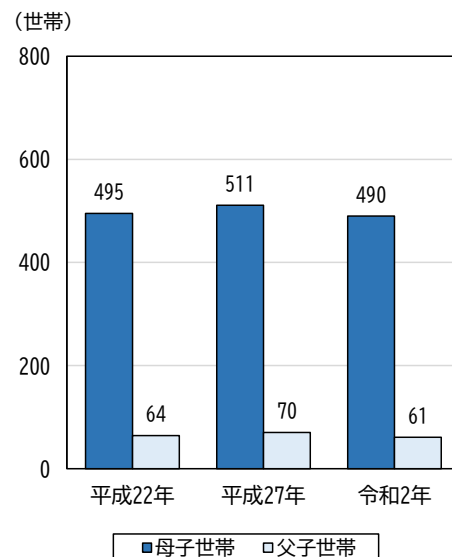


資料：障害者福祉課（各年3月31日現在）

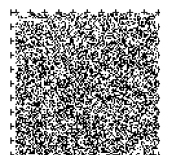
【ひとり親世帯】

（18歳未満の子どもひとり親の世帯）

ひとり親の世帯数は、ほぼ同じ水準で推移しています。



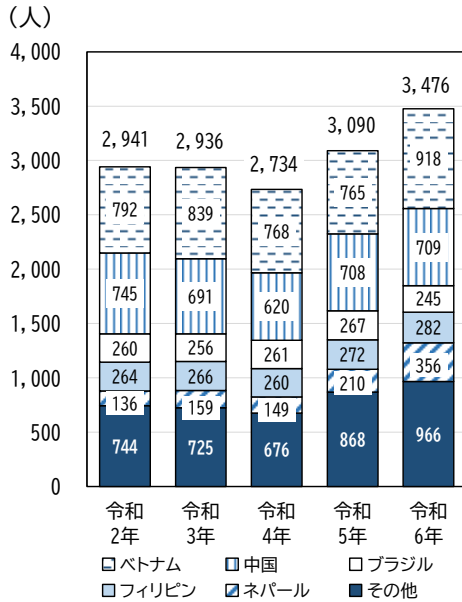
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



第2章 本市をとりまく地域福祉の現状

【外国人住民】

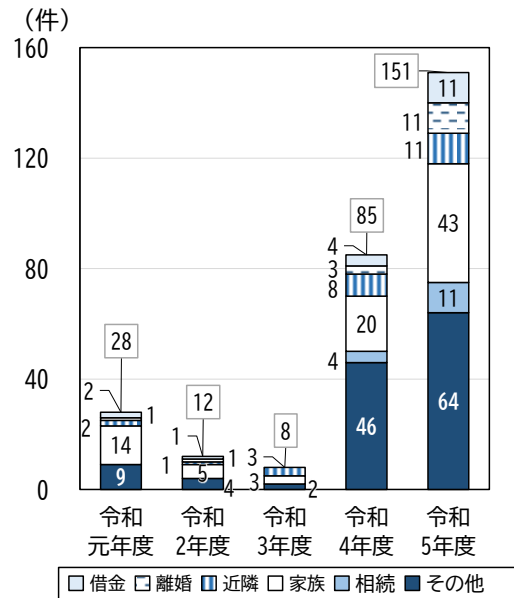
外国人住民数は、令和5(2023)年以降増加しており、令和6(2024)年に3,476人となりました。国籍別ではベトナムと中国が多くなっています。



資料：市民課(各年4月1日現在)

【福祉総合相談窓口相談件数】

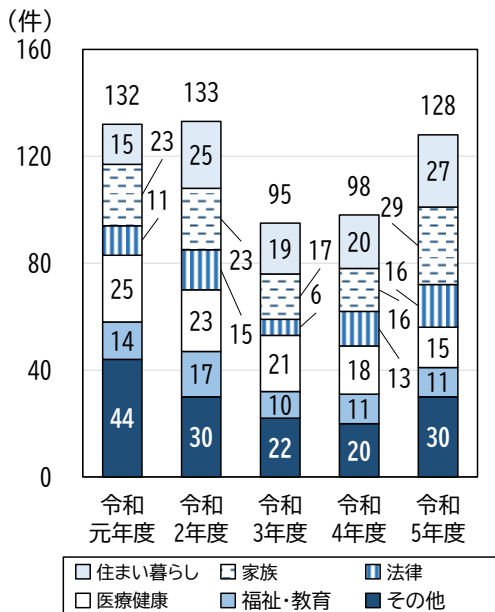
令和4(2022)年度から、福祉の様々な相談を受け止め、問題解消に向け支援を行う「福祉総合相談窓口」を、従来の「ふれあい相談」を拡充する形で設置しました。



資料：福祉総務課(各年度末)

【心配ごと相談所の相談件数】

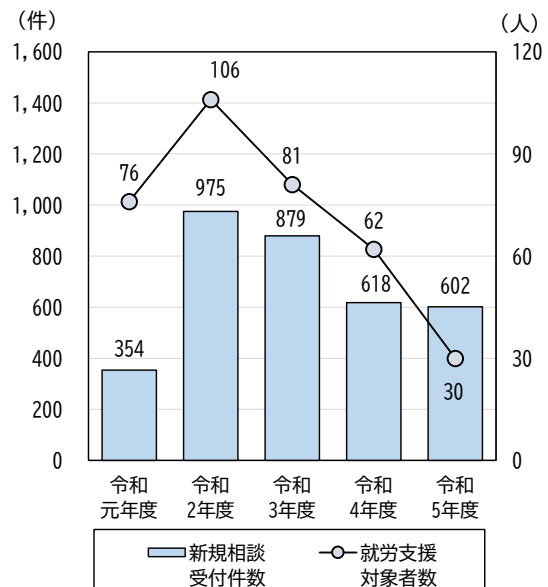
心配ごと相談所の相談件数は減少傾向にありましたが、令和5(2023)年度には128件に増加しています。



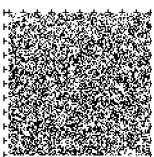
資料：坂戸市社会福祉協議会(各年度末)

【生活困窮者自立相談支援事業】

自立生活サポートセンターにおける、生活困窮相談への新規相談受付件数は、コロナ禍の始まった令和2(2020)年度に大きく増加し、現在でも高止まりの状況が続いています。

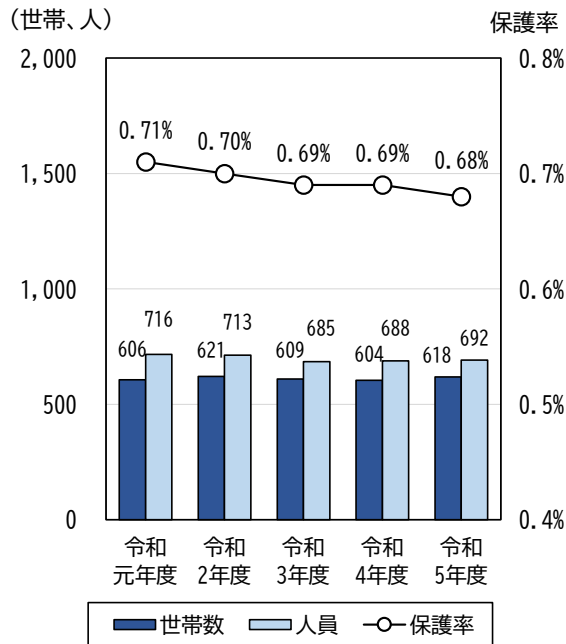


資料：福祉総務課(各年度末)



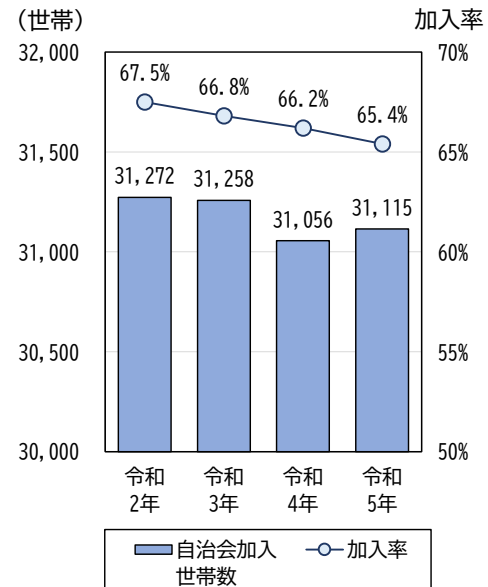
【生活保護世帯と人員】

コロナ禍を経ても、生活保護世帯・人員は、横ばいです。保護率も同様となっています。



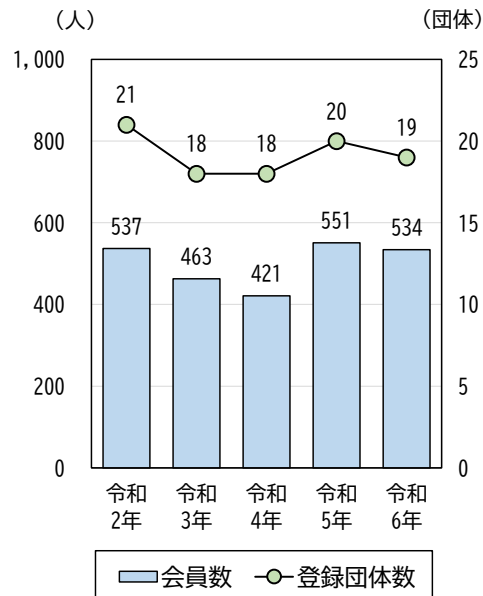
【自治会加入世帯数】

自治会加入世帯数は、31,000世帯前半で推移しています。総世帯数の増加に伴い、加入世帯数は増加しているものの、加入率は少しずつ減少しています。



【ボランティア登録団体数と会員数】

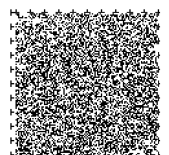
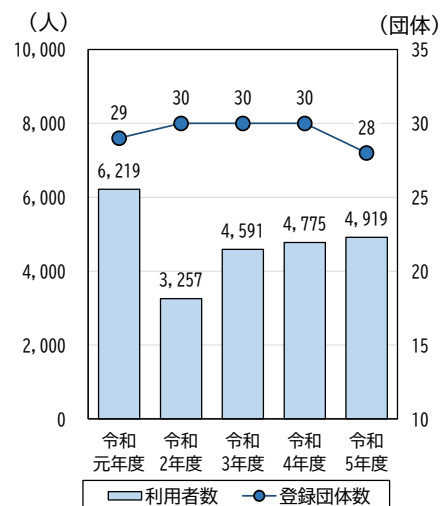
コロナ禍で、ボランティア登録団体数と会員数は、令和2(2020)年から減少していましたが、令和5(2023)年以降、回復しつつあります。



【ふれあい・いきいきサロン】

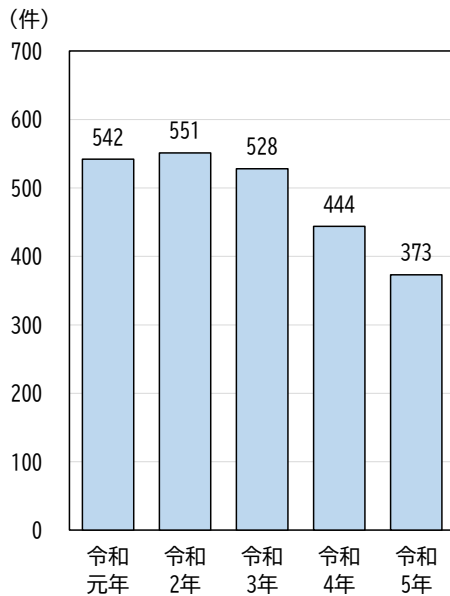
（利用者数と登録団体数）

ふれあい・いきいきサロンの利用者数は、令和2(2020)年度に減少しましたが、令和5(2023)年度までに徐々に回復してきています。登録団体数は、令和5(2023)年度に減少しています。



【免許返納数】

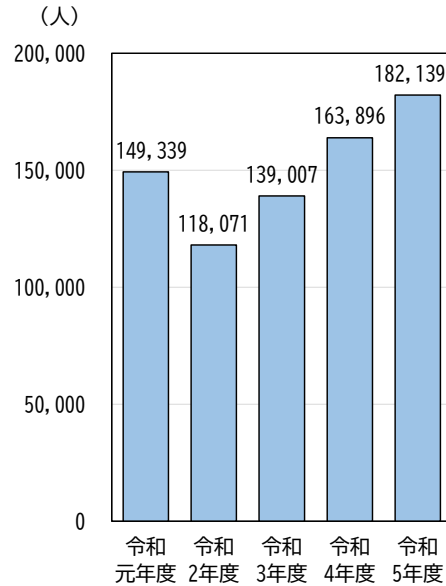
年間の免許返納数は、令和元(2019)年から令和3(2021)年は横ばいでしたが、令和4(2022)年以降は減少しています。



資料:埼玉県警察(各年末)

【市民バス利用者数】

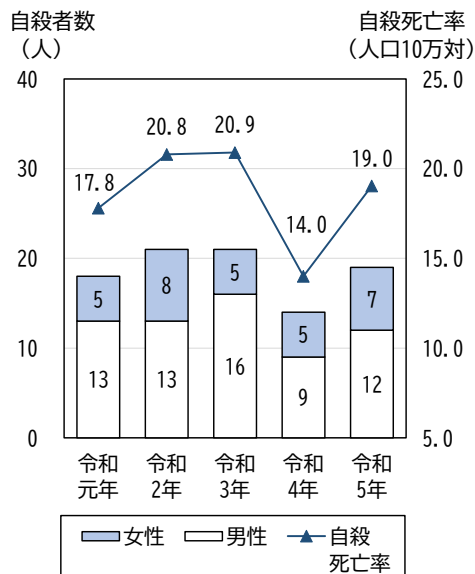
市民バス利用者数は、令和2(2020)年度に減少しましたがその後増加し、令和4(2022)年度以降は令和元年度を超えています。



資料:交通対策課(各年度末)

【自殺者数・自殺死亡率】

本市の年間の自殺者数は、増減しながら推移しています。

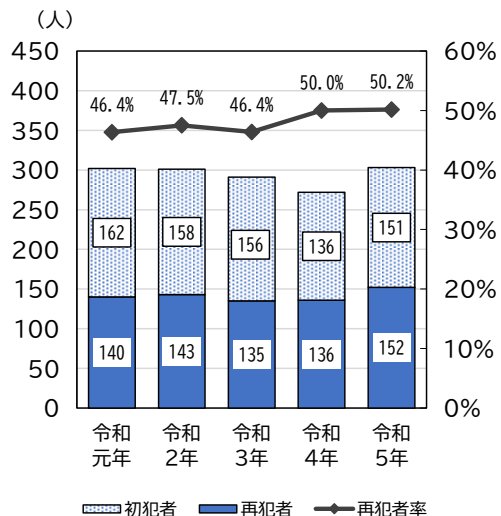


資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(各年末)

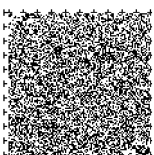
【初犯者数・再犯者数・再犯者率】

令和元(2019)年以降、初犯者数は減少傾向にありましたが、令和5(2023)年に増加しています。再犯者率は、令和4(2022)年以降、増加傾向となっています。

刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(西入間警察署管内)



資料:埼玉県警察(各年末)



第2節 市民アンケート調査からみる市民意識

(1)目的

本計画の策定にあたり、日頃の暮らしの中で福祉に対するニーズや意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2)調査の概要

調 査 期 間	令和5年8月10日～9月1日
対 象	本市在住の18歳以上の方を無作為抽出
調 査 方 法	郵送配布 / 郵送回答又はインターネット回答
配 布 数	2,000 件
有 効 回 答 数	791 件
有 効 回 答 率	39.6%

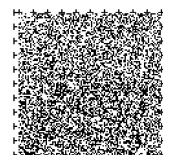
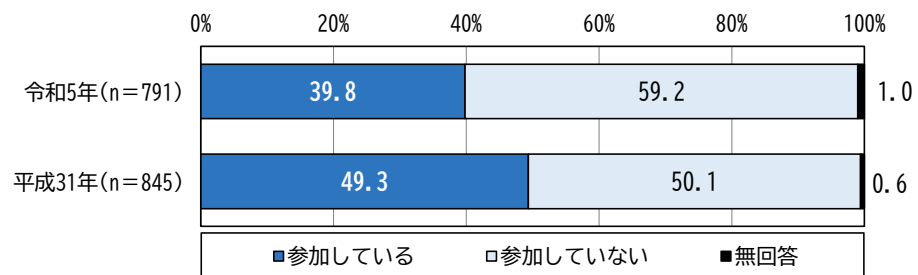
※以下に示すアンケートの結果における「%」値は、小数点第2位を四捨五入して算出しています。そのため、各回答の「%」値の合計は100%にならない場合があります。

なお、以下に第3期計画策定時(平成31年)に行った市民アンケート調査にて、同様の質問をしている項目については、比較のため、前回の回答も記載しています。

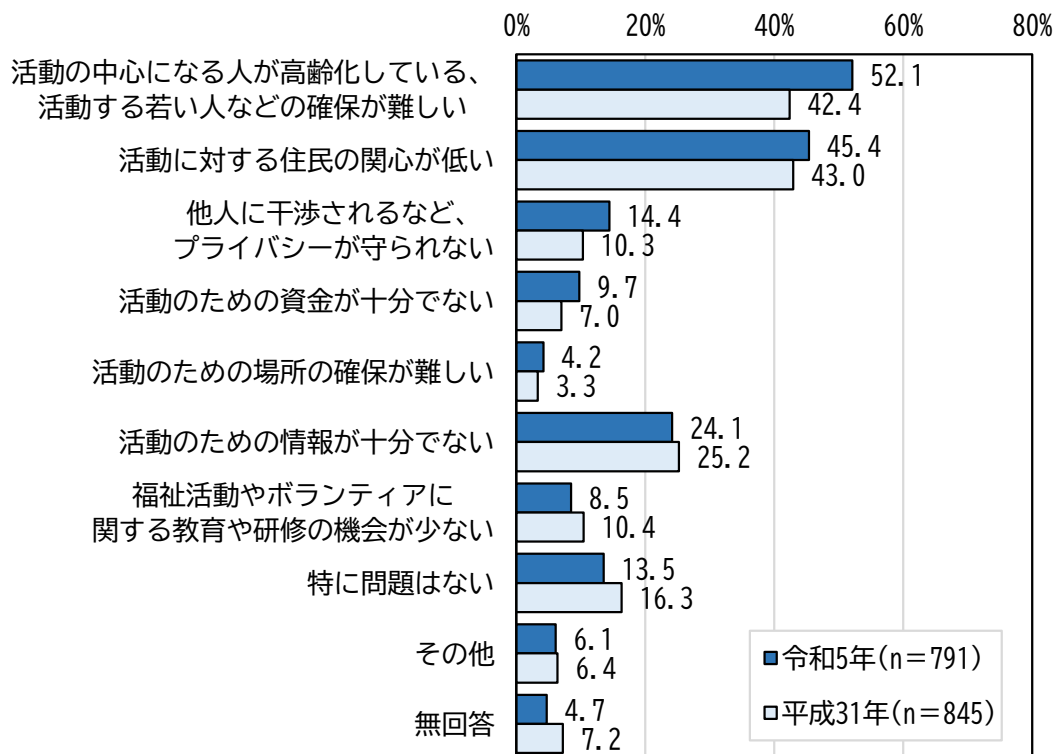
(3)アンケート調査の主な回答結果

① 地域とのかかわりについて

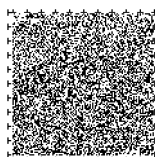
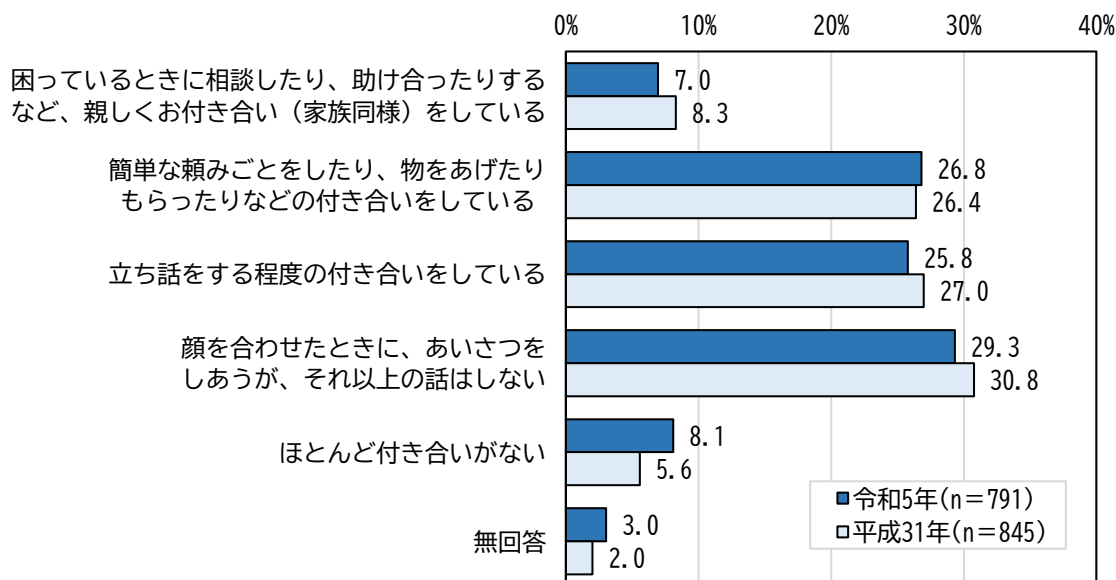
問 あなたは地域活動に参加していますか。



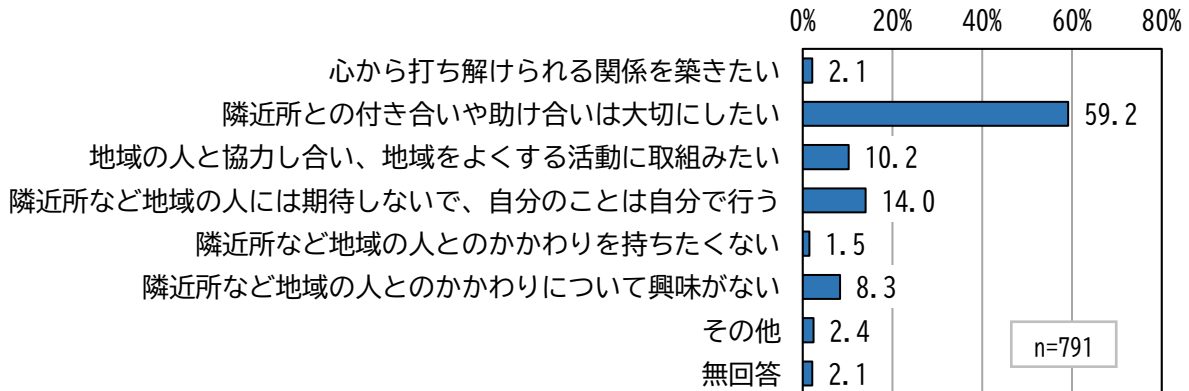
問 地域活動に際して問題があるとすれば何だと思いますか。(3つまでの複数回答)



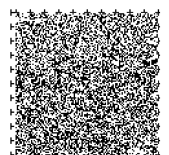
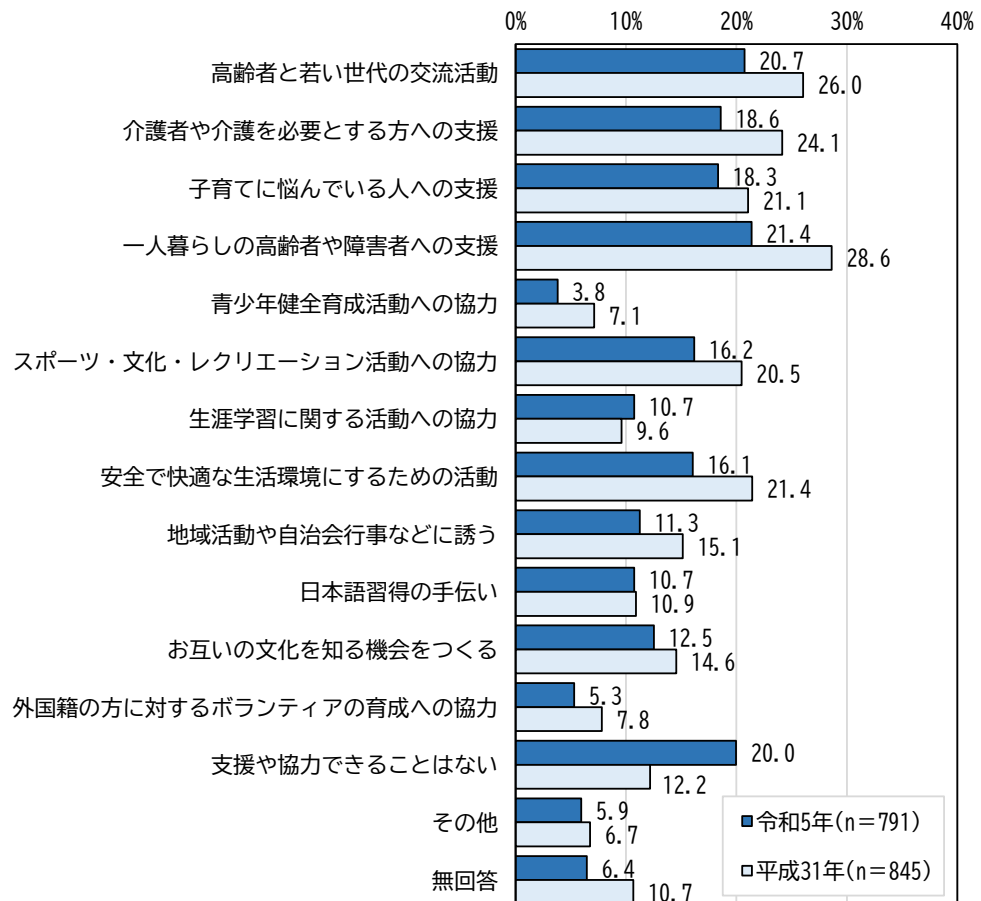
問 あなたはご近所の方と、どの程度お付き合いがありますか。



問 あなたは、近所の人など地域の人とのかかわり合いについて、どのように考えていますか。



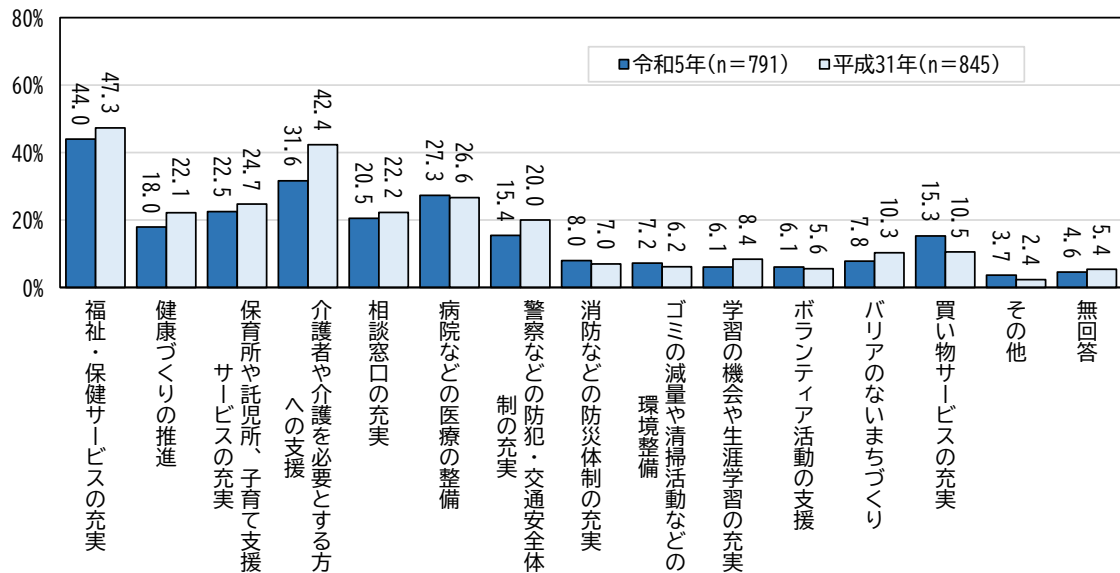
問 あなたは、高齢者や障害者、子育て世帯、外国籍の方などに対して、支援や協力をする場合、何ができますか。(複数回答)



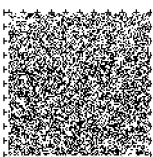
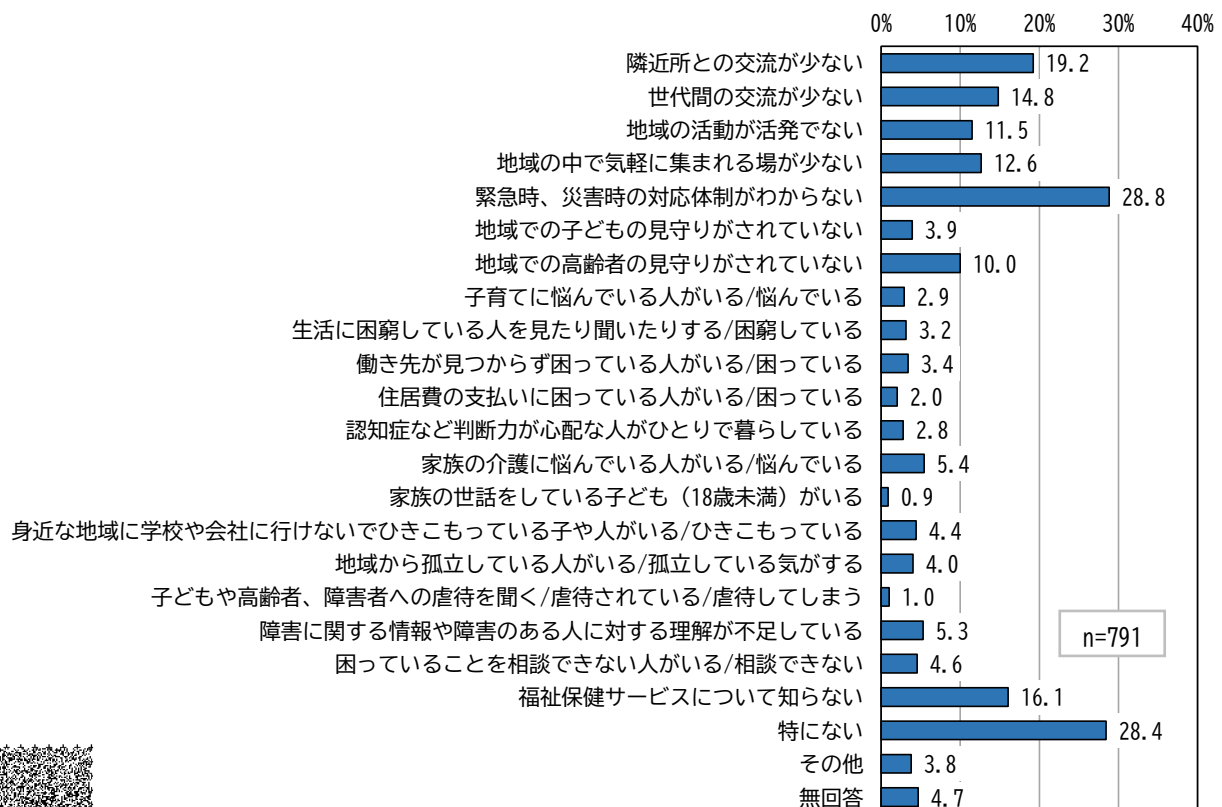
第2章 本市をとりまく地域福祉の現状

②福祉について

問 住みよいまちにするため、どのような施策・取組があるとよいと思いますか。
(3つまでの複数回答)

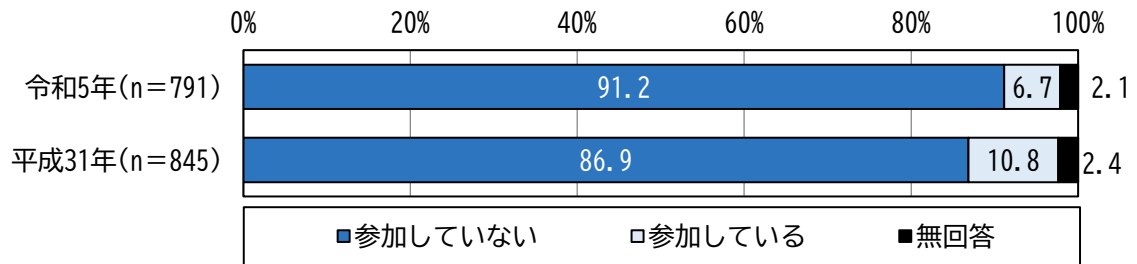


問 あなたが住んでいる身近な地域の中で、具体的に心配なことはありますか。
(あなた自身の悩みや心配も含みます。)(複数回答)

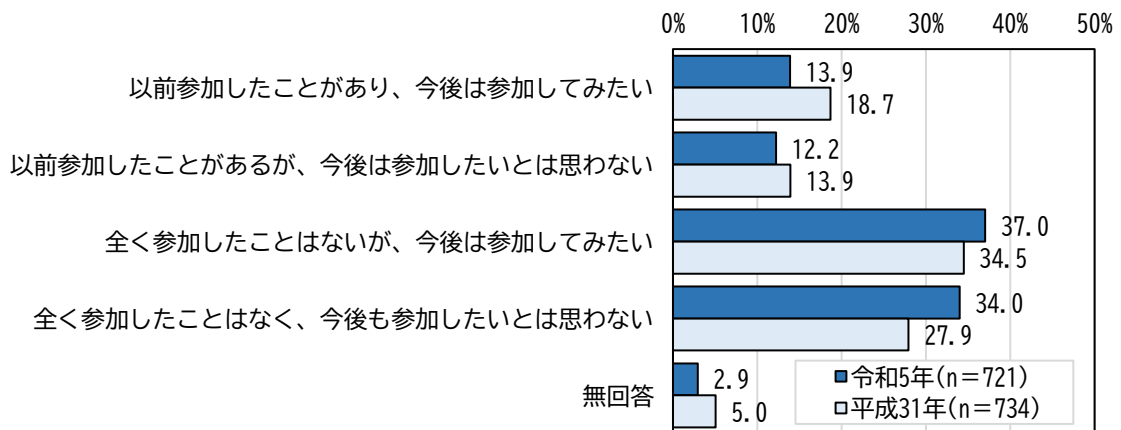


③ボランティアへの参加について

問 あなたは、現在ボランティア活動に参加していますか。

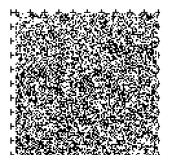
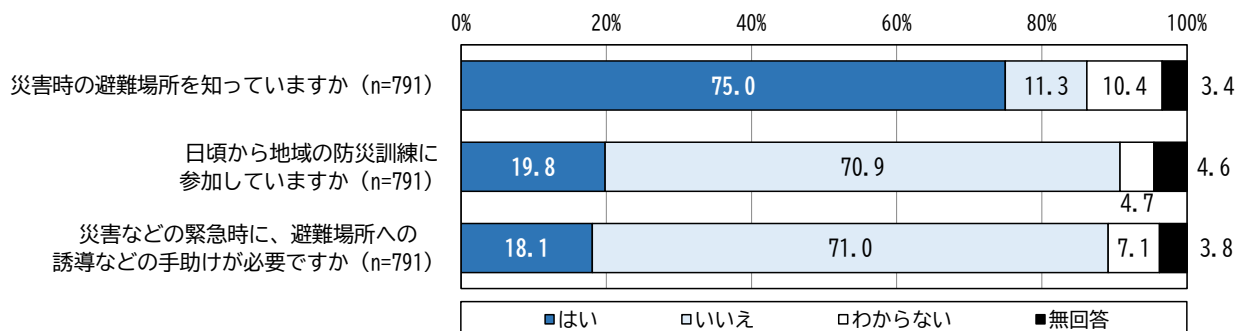


問 前問で「参加していない」と回答された方は、これまでにボランティア活動に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。

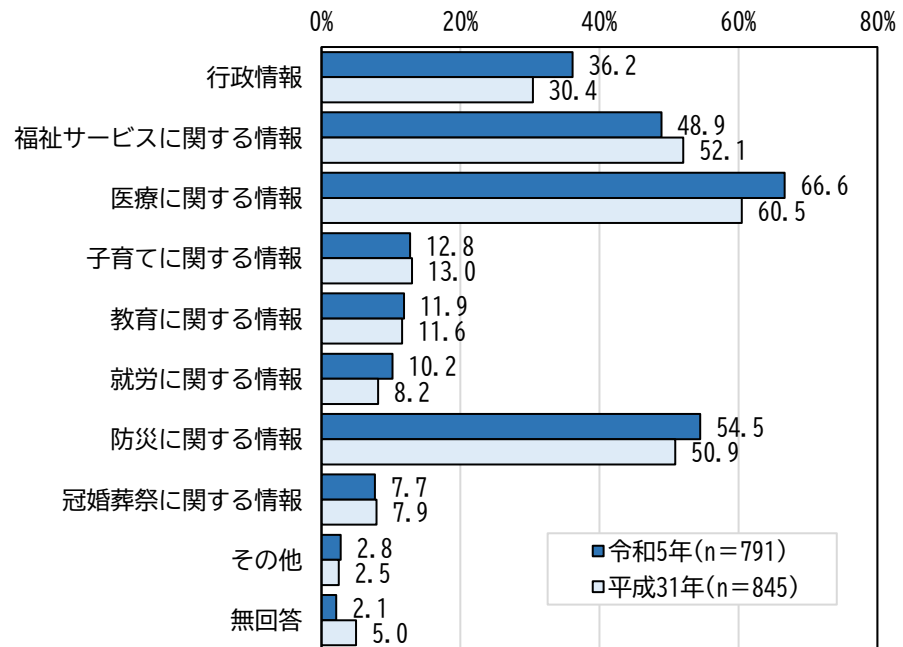


④その他

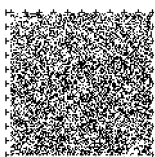
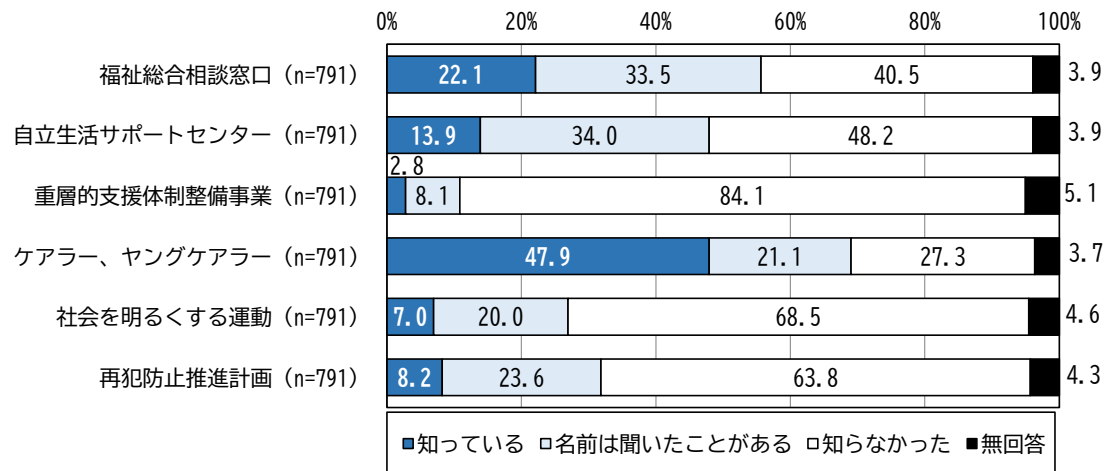
問 防災の取組や、災害などの緊急時の対応についてどのような状況ですか。



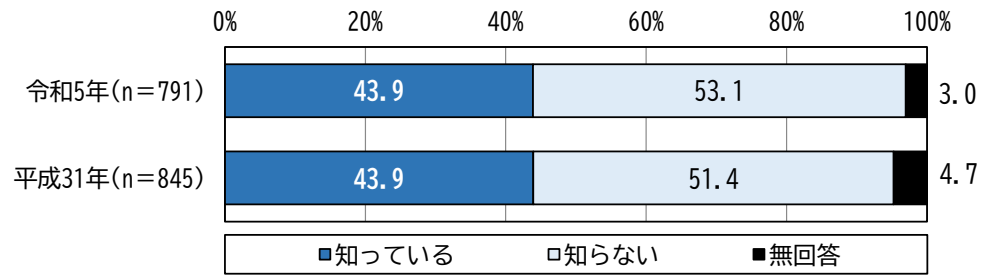
問 あなたが暮らしに必要な情報は何だと思いますか。(3つまでの複数回答)



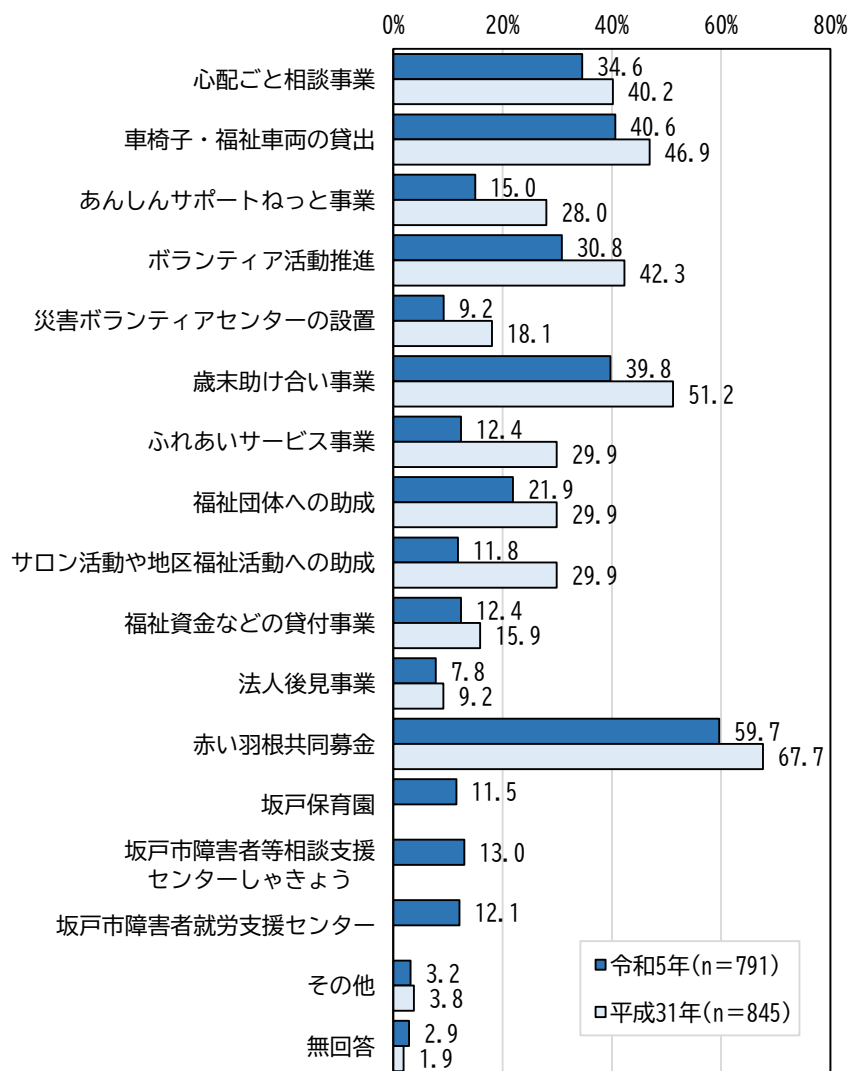
問 あなたは、次の用語について知っていますか。



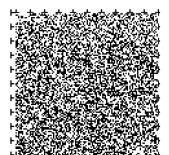
問 あなたは、坂戸市社会福祉協議会を知っていますか。



問 前問で「知っている」と回答された方は、坂戸市社会福祉協議会がどのような仕事をしているか知っていますか。(複数回答)



※坂戸保育園、坂戸市障害者等相談支援センターしゃきょう、坂戸市障害者就労支援センターについては令和5(2023)年以降の事業のため比較なし。



第3節 地域課題等からみる本市の状況

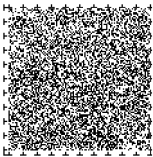
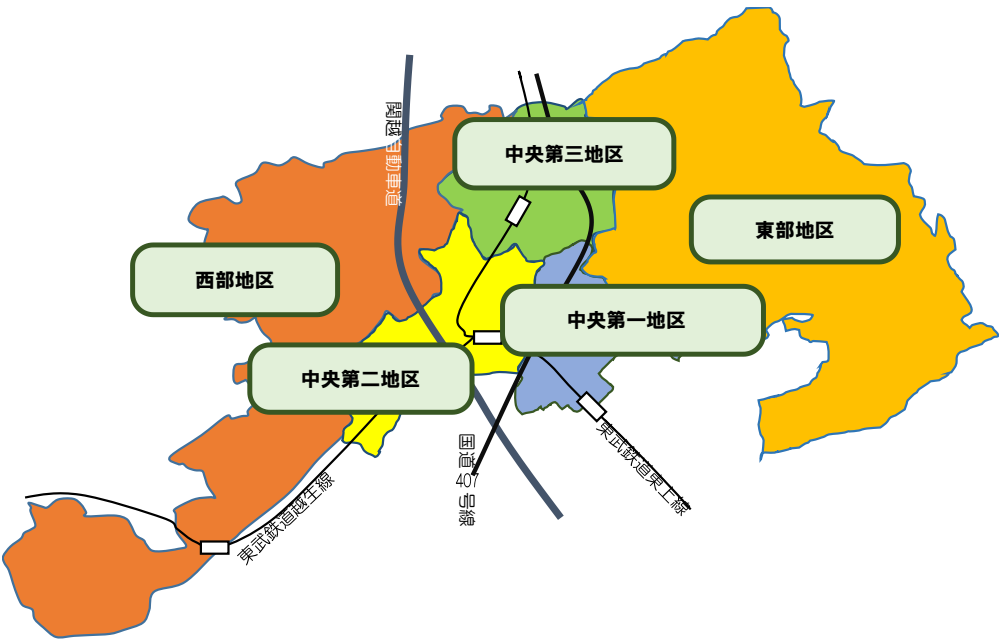
本計画策定にあたり、第3期計画策定時と同様、市民の意見を計画に反映させるため、市内の地域ごとに行われる高齢者の支え合い会議地域ミーティング及び主任児童委員連絡会に出席し、参加者からご意見をいただきました。

(1)開催状況

	開催地区等	開催場所	参加者数	開催時期
高齢者の支え合い会議 地域ミーティング	東部	東坂戸団地 ふれあいスペース103	28人	令和5年 12月21日(木)～ 令和6年 2月16日(金)
	中央第一	千代田公民館	32人	
	中央第二	文化会館ふれあ	27人	
	中央第三	北坂戸団地集会所	21人	
	西部	シャローム・ガーデン坂戸	18人	
主任児童委員連絡会		中央公民館	10人	

<参考>

開催地区	担当地区
東部	紺屋、中小坂、横沼、小沼、青木、東坂戸一・二丁目、石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄
中央第一	鎌倉町、清水町、柳町、山田町、八幡一・二丁目、関間一～四丁目、千代田一～五丁目、大字坂戸
中央第二	日の出町、本町、仲町、元町、花影町、三光町、中富町、泉町、泉町二・三丁目、緑町、南町、大字浅羽、浅羽野一～三丁目、大字粟生田
中央第三	芦山町、薬師町、溝端町、末広町、伊豆の山町、大字上吉田、大字片柳、大字片柳新田
西部	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、北大塚、につさい花みず木一～八丁目、西インター一・二丁目、森戸、多和目、四日市場、厚川、萱方、欠ノ上、成願寺、けやき台、西坂戸一～五丁目、鶴舞一～四丁目



(2)寄せられた主なご意見

【高齢者にかかわること】

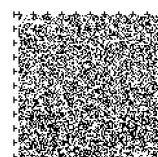
- 孤立している高齢者が多い。交流の場を増やし、高齢者の声掛けの工夫をすべき。見守り支援も必要。
- 地域でサロンとカフェを営んでいるが、参加される方が固定化している。家にひきこもっている方は、ぜひ参加してほしい。
- 介護支援専門員(ケアマネジャー)が不足している。
- 高齢化が進み、地域の連携がうまくできない部分が発生している。自治会のみでなく、両隣や小グループでの助け合いの輪を構築する必要がある。
- 母の介護が必要になった時、どこに相談したら、何をしてもらえるのかが分からなかった。「〇〇の相談やサービスはこちらで受け付けています」というような一覧の配布があると良い。

【障害のある人にかかわること】

- 市のバリアフリー化について、機会をとらえて進めるべき。
- 障害のある人が、地域の活動などへ参加しにくさを感じないように、皆が知識を持つことが必要。
- サポート体制を充実させ、障害のある子どもも保護者も安心して生活できる環境を整えてほしい。
- 放課後等デイサービスの時間延長、日中一時預かりが可能な施設の設置など、障害のある子どもを持つ親への配慮をお願いしたい。
- 障害者用駐車場等に停められず困ることがある。

【子育てにかかわること】

- 居場所としての子ども食堂がもっと欲しい。子ども食堂が、子ども以外も利用できることを、もっと市民に広めてほしい。
- 不登校の子どもや家族の支援をしてほしい。
- 子育て支援を充実してほしい。働く若い世代が安心して子どもを預けられるシステムを駅につくれないか。
- 子ども会やPTAの存続問題がある。
- 少子化が進んでいて将来が不安である。自分も今後、子どもがほしいと思うが、現実的に考えてものすごくためらう。
- 出産後から多くの支援が必要であると思う。子育て世帯にニーズを調査し、改善をはかってほしい。



【福祉全般にかかわること】

- 市民への支援にかかわる情報を強化してほしい。(地域のお助け隊マップなど)
- 複合的な問題を抱える人が多い。
- ボランティアへ参加しやすい環境を作ること、支援できることが増えるのではないかな。

【地域の活動にかかわること】

- 自治会の加入率が低くなってきて、地域活動に支障がある。
- 地域の活動に対して、もっと市などからの支援がほしい。
- 住民どうしのつながりが弱い。
- お祭りがなくなるなど、地域の活性化に課題がある。
- 集いの場で、Wi-Fi 設備のある部屋を解放してもよいのでは。スマホを持ち寄って、交流ができる。

【交通にかかわること】

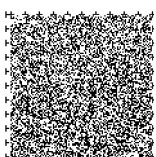
- 免許返納で、通院や買い物が不便になった。バスが利用できても大きなものが買えない。
- 市の交通の利便性がよくない。さかっちバスなど、本数が少なく、範囲が限られている。行き先によって利用できない施設もある。
- デマンドタクシー(デマンド型交通)を充実させてほしい。

【その他】

- 空き家が危険な状態になっている場合があり、管理が必要。
- 防災についての周知、活動の強化を望む。



高齢者の支え合い会議 地域ミーティングの様子



第4節 地域福祉の視点からみた本市の課題

本市の現状と課題を、カテゴリ別に以下にまとめます。

【1. 地域のつながりと交流について】

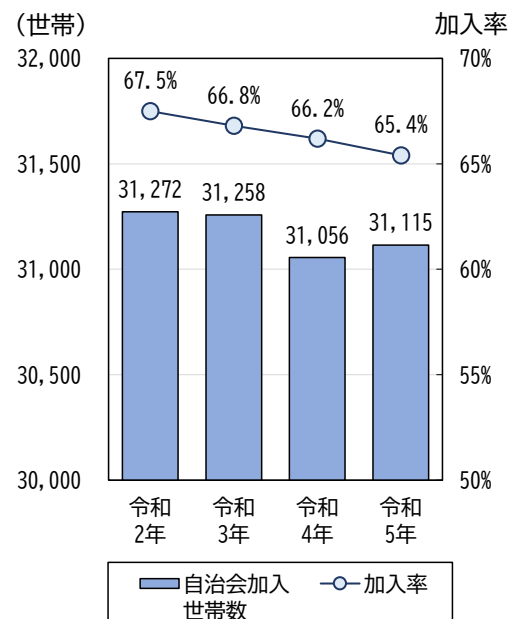
自治会加入率の向上を図るとともに、地域活動への参加率も増やすための方策が必要です。

同じ地域で暮らす一人ひとりが、お互いに助け合い、支え合う地域を築くために、顔の見える関係づくりを進め、人のつながりを強めていくことが重要です。

しかしながら本市においては、自治会加入率や地域活動への参加率が減少しています。この状況が続くと、地域コミュニティの希薄化をはじめ、防災、防犯面でのリスク要因が大きくなる可能性があります。

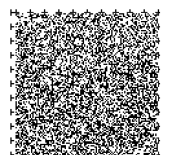
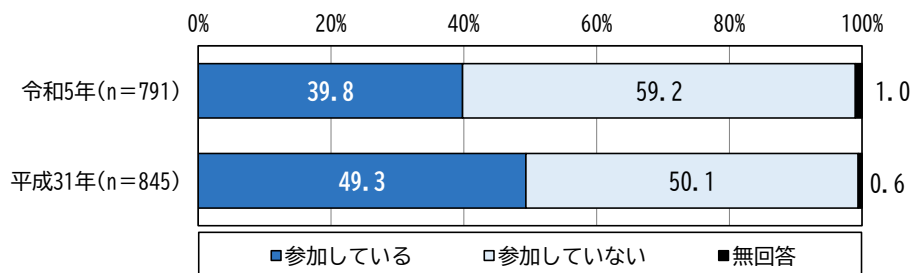
各地域交流センターを拠点とした地域コミュニティ活動のための場の提供など市と区・自治会が協働して、自治会加入率を向上させる必要があります。

【自治会加入世帯数(再掲)】



資料:市民生活課(各年4月1日現在)

【問 あなたは地域活動に参加していますか。(再掲)】



【2. 福祉サービスの充実について】

福祉サービスの充実と、情報、相談窓口など各種事業の周知方法の工夫が必要です。

高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が増加し、福祉・保健サービスの充実が求められています。また、子育て支援も、様々なメニューを用意し、少子化問題や児童虐待、ヤングケアラーなどの社会問題へ対応していく必要があります。

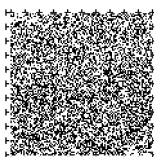
さらに、多種多様な福祉サービスが増えていても、相談先がわからない人が見受けられる状況があり、各種サービスの充実と共に、その情報の周知方法等を工夫し、実際にサービスが必要な方へ届くような体制が必要です。



複雑化・複合化した問題を抱える個人や世帯のために、包括的な支援体制の充実が必要です。

社会状況の変化により、本市でも、ひきこもっている、地域から孤立している、働き先が見つからず困っているなど、複雑化・複合化した問題を抱える個人や世帯が増えており、支援を必要とする人を福祉サービスにつなぐことが必要です。

「福祉総合相談窓口」などの相談窓口での相談件数は増えているものの、困っていることを相談できない、誰・どこに相談したらよいかわからないというご意見もありました。市職員の福祉教育などを充実させ、どの課に相談しても適切な担当課または福祉サービス等へつなげられるよう更なる庁内体制の充実が必要です。



【3. 支え合いの仕組みについて】

ボランティアに参加したい人を活動につなげる取組が求められます。

ボランティア活動に参加している人は全体の6.7%で5年前より減っています。しかし、参加していない人のうち、約半数が「今後参加してみたい」と回答しています。気軽に参加できるボランティア活動や有償ボランティアなど、多様なボランティアを検討し、参加してみたい人を実際の活動につなげるための取組が求められます。

また、福祉の心を育むために、イベントの内容や方法等を工夫し、効果的に実施することが求められます。

毎月1回・第4木曜日は...

ボランティアサロン

の日です!!

ボランティアに関する相談

- ・ボランティア活動がしたい
- ・ボランティアの募金を行いたい

情報交換や
仲間づくりの場

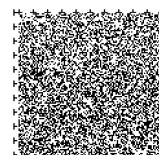
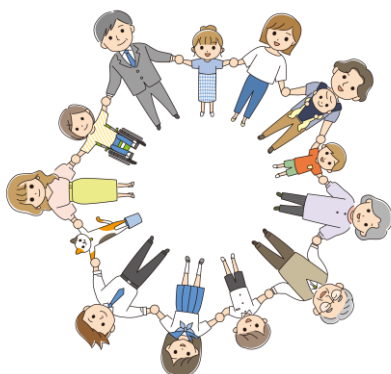
体験学習・
勉強会の実施



新たな地域の支え合いの仕組みづくりが求められます。

本市でも、高齢夫婦世帯や一人暮らし高齢者などが増加しており、今後、孤独・孤立化する人が増えることが想定されます。ひきこもりや望まない孤独・孤立を防ぎ、人々が安心して生活できる地域福祉を推進する必要があります。

公民館の地域交流センター化に伴い、地域交流センターが地域づくりの中心の場となることで、住民、行政、関連団体などが連携し、新たな地域の支え合いの仕組みづくりが求められます。



【4. 安全・安心に生活できる環境づくりについて】

立ち直ろうとする人を支援するための取組が求められています。

犯罪や非行をした人たちの多くが円滑な社会復帰が困難な状況にあることを踏まえ、社会において孤立することなく、立ち直るための支援をすることが求められています。

また、立ち直ろうとする人たちに寄り添い、支えることによって、再び犯罪が起こることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくるために活動している更生保護団体等への支援も強化していくことが求められています。

立ち直りを支援する人たち



出典:法務省ウェブサイト 社会を明るくする運動

<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/syamei/about/#h2-history>

地域における利便性の高い交通手段が求められています。

市民バスの利用者は増加傾向にあり、今後も高齢化とともに免許返納をする方が増えていく中、自家用車に代わる交通手段が必要となってきます。買い物や通院に不便を感じる事なく、安心して暮らせる地域づくりのため、利便性の高い交通手段が求められています。



災害時の地域の支え合いについて、取組を検討していく必要があります。

令和元(2019)年10月の東日本台風(台風19号)は、本市でも甚大な被害を受けました。また、近年、大雨による土砂災害が頻発するとともに、常に巨大地震の発生が危惧されている状況にあります。

多くの方が、防災に関する情報は重要であると回答しています。

令和2(2020)年からのコロナ禍で、災害関連の研究や講座、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施が不足し、感染予防の観点から、住民の意識も、「自助」が強くなった傾向にあります。今後、改めて、相互に支え合う「互助」の意識も高めていくための取組を検討していく必要があります。



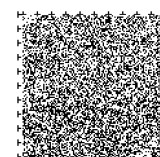
増え続けている空き家への対策が必要です。

近年、少子高齢化や人口減少を背景に、全国的に空き家が増加し、社会的な問題になっています。空き家は、防犯・防災、環境、近隣家屋等への損害のリスクなどの面で市民生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく、「管理不全空家等」や「特定空家等」に認定されると、固定資産税が4倍程度になる可能性もあります。

空き家になる前に、家族や親族で話し合っておくことが望ましく、行政としても、担当課だけではなく、福祉分野も積極的な連携をし、適切な利活用や発生抑制に努める必要があります。

【令和5年住宅・土地統計調査より】
 坂戸市の空き家総数 7,330戸
 空き家率 14.0%
 (国の空き家率 13.8%)

平成30年度から約1,130戸増加



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

令和5(2023)年度からの「第7次坂戸市総合計画(基本構想・前期基本計画)」(以下「総合計画」という。)では、基本理念を「参加と協働によるまちづくり」「暮らしをまもり、お互いの個性を認め合うまちづくり」「自然環境と生活環境をまもり、長所を生かすまちづくり」とし、将来像を「住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど」としています。また、「人権、福祉、健康、スポーツ」と「防災、防犯、交通安全」の分野のまちづくりの基本方向を、それぞれ「互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち」「誰もが安心して、安全に暮らせるまち」としています。

本計画の上位計画である総合計画の方向性を踏まえ、第1期計画からの基本理念を引き継ぎ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

**みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる
支え合いのまち さかど**

第2節 基本目標

本計画では、基本理念が示すまちづくりに向け、次の4つの基本目標を柱に地域福祉を推進します。第3期計画の基本目標を踏まえつつ、総合計画の構成を考慮するとともに、本計画に包含する再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画の施策を整理、目標を定めました。

基本目標1 地域の活性化

地域活動を活性化するとともに、集いの場を充実させて、つながる機会を増やすことで、安心で住みよい地域づくりを進めます。

基本目標2 支援基盤の整備

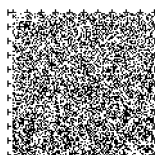
様々な問題を抱える人々に対して、福祉サービスの充実、情報の提供などを通じて、必要な支援がいつでも受けられるまちづくりを進めます。

基本目標3 支え合いの仕組みづくり

地域における支え合いの強化を目指し、福祉教育、地域ネットワークへの支援、ボランティア活動への支援を充実させ、地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

基本目標4 安全・安心の暮らしの実現

施設などハード面のバリアフリー化や人々の心の中にあるバリアフリー化とともに、防災・防犯や再犯防止の対応を推進し、地域住民が安全・安心に生活できる体制の充実を進めます。

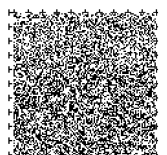


第3節 圏域の設定

福祉活動は身近な地域で行うものから市全域を対象として行われるものまで、それぞれの活動に見合う適切な範囲で行う必要があります。

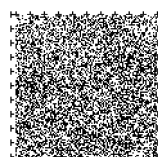
坂戸市地域福祉計画・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画では、第1期計画から市の圏域を下記の4つの圏域で捉え、各段階に応じた主体により、福祉活動を展開してきました。

本計画においても、市民に定着しているこの圏域を変えることなく、各圏域における機能・役割、体制等の整備を進め、地域福祉活動の充実を図ります。



第4節 計画の体系

基本理念	基本目標		施策	
みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまちさかど	1	地域の活性化 安心して住みよい 地域をつくれます	(1)	地域活動への住民参加の促進
			(2)	集いの場の充実
	2	支援基盤の整備 必要な支援が いつでも受けられる ようにします	(1)	包括的相談支援の充実 【坂戸市重層的支援体制整備事業実施計画】
			(2)	地域福祉サービスの充実
			(3)	生活困窮者対策の推進
			(4)	福祉事業者との連携
	3	支え合いの 仕組みづくり 地域福祉活動に 参加しやすい 環境をつくれます	(1)	福祉教育の充実
			(2)	ボランティア活動への支援の充実
			(3)	地域福祉ネットワークの強化
	4	安全・安心の 暮らしの実現 安全・安心に 生活できる体制を 充実させます	(1)	一人ひとりの人権の尊重
			(2)	バリアフリーのまちづくり
			(3)	地域の防災・防犯対策の推進
			(4)	再犯防止の推進 【坂戸市再犯防止推進計画】



第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1:地域の活性化

(1)地域活動への住民参加の促進

現状と課題

地域活動の重要な役割を果たす区・自治会への加入率が低下し、一斉清掃、防災訓練などの地域活動に参加している人も減少しています。

すべての人がいきいきと生活ができ、助け合い、支え合って暮らしていくために、自主的かつ活発な地域活動が行われる地域づくりが求められます。

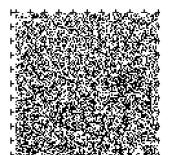
目指す方向

地域活動の母体の一つとなる区・自治会への支援を行うとともに、地域の課題やニーズを把握しながら住民を支えるために、区・自治会や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等、地域で活動する組織との連携を推進します。

市の取組

- ◎チラシの配布や市ホームページを通じて自治会加入促進を行います。また、市在住の未加入者や転入者等に対し啓発を行います。
- ◎市民活動の拠点となる地域交流センターの効果的な活用等によって、地域における様々な活動や市民相互の交流を促します。
- ◎住民の困りごとを住民で支える地域活動の仕組みづくりを進めます。また、支え合い団体に対して介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスの補助や地域の支え合いについて話し合う場を設置します。
- ◎区・自治会や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等、地域で活動する組織と連携し、地域の課題やニーズの情報を把握し、自助、互助、共助、公助の役割に沿った地域福祉を進めます。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
区・自治会への加入率の向上	65.4%	現状維持	市民生活課



社会福祉協議会の取組

◎日常生活圏域において、住民の支え合いによる地域活動を推進する担い手の意識向上及び地域福祉への理解を図るための地域福祉総合研修会等を実施して地域づくりを進めます。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
地域福祉総合研修会参加者数	34人	50人

【コラム1】「坂戸市社会福祉協議会とは？」



社会福祉協議会のマーク

社会福祉法第109条によって「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められ、すべての市町村に設置された民間の福祉団体です。

誰もが安心して楽しく暮らせる「福祉の街づくり」を進めるために、地域住民のみなさんやボランティア、保健・福祉などの関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え、地域福祉活動を展開しています。

主な事業

車椅子貸出事業 障害者等移送車貸出事業 法人後見事業 心配ごと相談所
ボランティア・市民活動センター 坂戸保育園の運営 坂戸市福祉センター
障害者等相談支援センターしゃきょう 障害者就労支援センター 指定特定相談支援事業
このほか、「福祉のまちづくり」に向けた様々な活動を行っています。

社会福祉協議会は、通常“社協”と略されることが多く、坂戸市社会福祉協議会の場合は、“坂戸市社協”と呼ばれることが一般的です。

坂戸市社協は、住民参加や協力のもと、福祉社会実現のために様々な活動を行っています。ぜひ、ホームページやFacebook、YouTubeなどで活動をご覧ください。



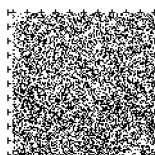
〒350-0212
埼玉県坂戸市大字石井2327-6
(坂戸市福祉センター内)
TEL:049-283-1597
FAX:049-289-3911



ホームページ



Facebook



(2)集いの場の充実

現状と課題

コロナ禍における他者との交流機会の減少や超高齢社会の進展によるコミュニティ活動の減少などにより、地域のつながりの希薄化や支え合いの弱体化などを要因とする孤独・孤立を感じる世帯が増加しています。

同じ地域で暮らす一人ひとりが、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会を築くために、様々な交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりを進め、地域社会とのつながりを強めていくことが必要です。

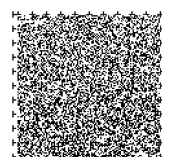
目指す方向

高齢者、障害のある人、子育て世代、区・自治会などの、多種多様な方々の交流の場、集いの場を充実させることで、住民同士の顔の見える関係を築き、お互いの相談や助け合いが生まれやすい地域づくりを目指します。

市の取組

- ◎介護予防の推進とフレイル対策としての各種教室やそのほか通いの場等を拡充します。
- ◎障害のある人もない人も、ともに尊重されるための交流の場づくりを推進します。
- ◎子育てに関する様々な不安や悩みを解消するため、相談の場を確保するとともに、子育て家庭が交流できる場づくりを行います。
- ◎地域交流センターにおいて、各学習事業や講座・教室等を実施し、住民の交流、仲間づくりに貢献します。
- ◎外国の方々との交流を深め、多文化共生、国際交流を推進します。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
児童センター・つどいの広場における子育て支援事業の参加者数	42,000人	33,264人	こども支援課
高齢者の居場所として介護予防自主グループ数	45グループ	51グループ	高齢者福祉課

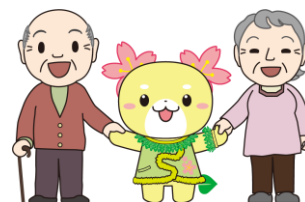


社会福祉協議会の取組

- ◎身近な集会所・地域交流センター等を拠点に、そこに住む高齢者、障害のある人、子育て世代の方などが気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいづくりができるふれあい・いきいきサロンの活動を周知するとともに支援を行い、その拡充を図ります。
- ◎地域住民が気軽に集い、地域の情報交換や仲間づくりの場として、ボランティアサロンの開催場所を増やすよう努めるとともに周知し、ボランティアアドバイザーの協力で活動への参加を円滑にします。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
ふれあい・いきいきサロンの数	28団体	32団体
ボランティアサロンの数	4か所	7か所

【コラム2】「地域交流センターとは？」



市民相互の交流の促進や地域活動の推進を図るとともに、地域課題に皆様とともに取り組むための拠点施設として、令和6年4月1日から、公民館が、地域交流センターになりました。皆様、ぜひご活用ください。



入西地域交流センター



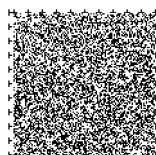
中央地域交流センター



千代田地域交流センター

三芳野地域交流センター、勝呂地域交流センター、大家地域交流センター、
北坂戸地域交流センター、城山地域交流センター、浅羽野地域交流センター

の計9か所あります。



基本目標2:支援基盤の整備

(1)包括的相談支援の充実

現状と課題

市民のニーズに対応して、多種多様な福祉サービスを充実させることは重要ですが、そのサービスについて、誰にあるいはどこに相談したらよいかわからない人が見受けられます。

令和4(2022)年度から、福祉の様々な相談を受け止め、問題解消に向け支援を行う「福祉総合相談窓口」を、従来の「ふれあい相談」を拡充する形で設置していますが、並行して、福祉サービスの情報や相談窓口の周知方法等を工夫することで、実際にサービスが必要な方へ必要な情報が届くように努めることが必要です。

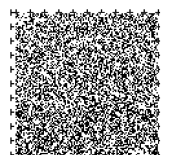
目指す方向

複雑化・複合化する地域の福祉課題に対し、課題を抱える人が必要な支援につながるよう、福祉サービスや相談窓口の周知、包括的な相談体制の整備を推進します。

市の取組

- ◎福祉総合相談窓口において福祉に関する様々な相談に応じるなど、包括的な相談支援体制を拡充します。
- ◎DV(ドメスティック・バイオレンス)防止の周知啓発を行うとともに、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。
- ◎ひきこもり状態にある方やその家族への相談体制を充実し、支援を行います。
- ◎高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターで、相談支援等の充実を図ります。
- ◎障害のある人等の相談窓口である障害者等相談支援センター、障害者等基幹相談支援センターにおける相談支援等の充実、強化を図ります。
- ◎子育てに関する様々な不安や悩みを解消するため、相談の場を確保します。また、関係機関との連携や研修を通じ、相談体制の充実を図ります。
- ◎認知症や知的・精神障害などで判断能力の十分でない人が、不利益を被ることなく安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の利用を促進します。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
福祉総合相談窓口への相談件数	151件	200件	福祉総務課
地域包括支援センターへの相談件数	5,615件	6,300件	高齢者福祉課
障害者等相談支援センターへの相談件数	8,107件	継続	障害者福祉課



社会福祉協議会の取組

- ◎相談員が市民からの各種相談に応じ、適切な機関につなげる等問題の解決を支援するとともに、出張相談所を設け、社協の窓口での相談機能強化を図り、総合的に支援ができるよう努めます。
- ◎障害のある人やその家族が、社会生活力を向上するための相談事業として、市から障害者等相談支援事業を受託し、介護保険や福祉サービスの情報提供や社会資源の活用により、自立と社会参加の促進を図ります。
- ◎障害のある人の社会参加を促進するため、市から障害者就労支援事業を受託し、就職相談から職場の定着支援や事業所に対する雇用促進により就労の安定を図ります。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
心配ごと相談所の相談者数	59人	72人

【コラム3】「福祉総合相談窓口とは？」

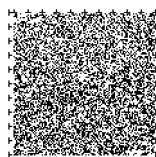


自立生活サポートセンター内に福祉総合相談窓口を開設しています。相談員が福祉に関する困りごとなど、様々な相談に応じ、適切な制度やサービスにおつながします。お気軽にご相談ください。

坂戸市役所 1階
自立生活サポートセンター内

月～金曜日(祝祭日除く)
8時30分～17時15分

☎ 049-283-1331(内線507)



(2)地域福祉サービスの充実

現状と課題

高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が増加し、更なる福祉・保健サービスの充実が求められており、子育て支援においても、安心して、妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援が必要です。また、困難を抱えてからの支援だけでなく、支援が必要になる前段階の予防的サービスも充実させる必要があります。

一方で、福祉サービスに関するボランティアのサポートや民生委員・児童委員の充足率の向上に向け、人材確保の支援も充実させる必要があります。

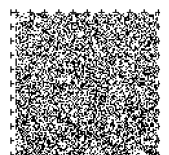
目指す方向

高齢者、障害のある人、子育て世代、など、複雑化・複合化する個人や世帯の困りごとに対し、必要な支援を受けられるよう、地域福祉サービスの充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、多種多様な課題に対応できる体制づくりを進めます。

市の取組

- ◎経済的な理由や家庭環境によって、困難を抱える子育て世代に対して、支援を行います。
- ◎地域の子育て支援の一環として、相互援助活動を行う会員組織「さかどファミリー・サポート・センター」を運営するとともに、運営強化のための周知に努めます。
- ◎地域福祉を推進する民生委員・児童委員等の活動を、相談窓口の紹介や情報提供、補助金の支給等で支援します。
- ◎高齢者福祉ガイドを作成し、高齢者の在宅福祉サービスの周知、利用促進を図ります。
- ◎障害者手帳取得者に「障害者等のてびき」を配布し、各種障害福祉サービスの利用促進を図ります。
- ◎成年後見センターや地域包括支援センター等で、権利擁護、成年後見制度の利用に関する相談・支援を実施します。成年後見制度を利用するにあたり申請ができる人がいないときは、市が代わって手続を行います。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
民生委員・児童委員の充足率	84.6%	100%	福祉総務課



社会福祉協議会の取組

- ◎判断能力の十分でない人がお住まいの地域で安定した生活が送れるよう、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービス利用援助事業を推進するため、サービスの周知を図るとともに、利用者への支援を行います。
- ◎日常生活の負担の軽減と社会参加の促進を目的として車椅子や福祉車両の貸出を行い、市民の日常生活の向上を図りサービスの充実に努めます。
- ◎家事援助を中心としたお手伝いをする住民参加型の「ふれあいサービス」を、誰もが利用しやすいサービスになるように周知、利用促進を図ります。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
福祉サービス利用援助事業の契約件数	25件	30件
ふれあいサービスの利用会員数	11人	15人

【コラム4】「民生委員・児童委員とは？」

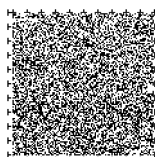


民生委員・児童委員のマーク

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域の住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

地域住民の生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談などに応じて、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」となります。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りも行っています。

すべての民生委員は、児童福祉法により、「児童委員」も兼ねており、「妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う」と定められています。また、児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」もいます。



(3)生活困窮者対策の推進

現状と課題

自立生活サポートセンターにおける、生活困窮相談への新規相談受付件数は、コロナ禍における令和2(2020)年度に大きく増加し、コロナ禍が収束に向かった令和5(2023)年度においても高止まりの状況が続いています。

なお、生活保護対象世帯数、対象人員、保護率は、平成30年度から横ばいの状況が続いています。

目指す方向

生活困窮者自立支援法に則り、生活保護に至る手前の段階における自立支援を、関係機関と連携し総合的に推進します。

市の取組

◎生活困窮者の自立の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者自立支援法が定める自立相談支援事業を実施します。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
生活困窮者の就労・増収率	21.8%	30%	福祉総務課

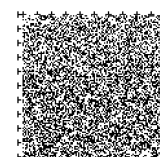
社会福祉協議会の取組

◎生活福祉資金などの貸付制度の適正な運営を図るとともに、生活困窮者が経済的自立と安定した生活を送れるよう相談援助と必要な貸付けを行います。

◎彩の国あんしんセーフティネット事業を実施するほか、関係機関と連携をとりながら、課題に対応できる適切な窓口につなげられるよう支援します。

◎複雑化・複合化している課題に的確に対応できるように、相談員の資質向上に努めます。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
生活困窮者への関係機関と連携した相談援助の実施	実施	実施



(4)福祉事業者との連携

現状と課題

高齢者の人口及び高齢化率は、増加し続けており、高齢者人口の増加とともに、要介護認定者も増加する傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者も増加しています。このため、福祉のニーズが多様化し、多職種の連携によるサービスの提供が必要とされています。

社会福祉法人は、多様化した地域の生活課題の解決等に向け、既存の社会保障制度等では対応困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として、適切な福祉サービスを充実することが求められます。

目指す方向

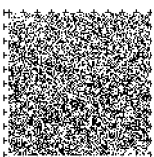
社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対する指導監査を進め、適正な運営と社会福祉事業の健全な経営が図られるように努め、質の高い福祉サービスが市民に供給されることを目指します。

また、福祉サービス事業者や関係機関が連携し、地域福祉の推進につながるよう包括的な組織体制の構築を目指します。

市の取組

- ◎福祉施設や福祉サービス事業者などとの連携体制を強化します。
- ◎適正な法人運営の確保及び会計処理の適正化のため、社会福祉法人の指導監査を実施します。また、福祉サービスの向上、円滑な事業運営の確保を図るため、関係課と連携して事業者の実地指導等を行います。
- ◎市内の社会福祉法人による、地域における公益的な取組を推進するために、社会福祉法人が地域福祉の推進につながる取組を実施するよう提案や働きかけを行います。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
地域における公益的な取組実施法人数	6法人	9法人	福祉総務課



社会福祉協議会の取組

◎福祉関係団体同士の連携と支援を図るとともに、市民の福祉ニーズを共有するため、連絡会議を行う体制の強化を検討します。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
福祉関係団体連絡会議の参加団体数	21団体	継続

【コラム5】「社会福祉法人とは？」

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立されている法人です。高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、様々な生活課題や福祉ニーズをもつ方の生活を24時間、365日休むことなく支えています。

主な社会福祉事業

特別養護老人ホーム
児童養護施設
障害者支援施設
救護施設等

保育所
訪問介護
デイサービス
ショートステイ等

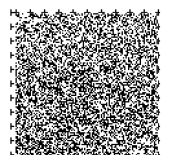


公益事業

子育て支援事業 人材育成事業
入浴、排せつ、食事等の支援事業
介護予防事業（有料老人ホーム、老人保健施設の経営）行政等の連絡調整事業等

収益事業

貸ビル 駐車場 公共的な施設内の売店の経営等



基本目標3: 支え合いの仕組みづくり

(1) 福祉教育の充実

現状と課題

従来の学校教育を中心とした福祉教育に加え、あらゆる世代が福祉について学び、体験する環境づくりが求められます。また、複雑化・複合化した福祉課題に包括的に取り組むため、行政職員に対しても、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための福祉教育の機会が求められます。

目指す方向

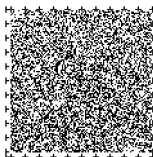
子どもから大人まで、あらゆる世代で福祉に対する理解を深める機会づくりの支援をします。また、行政職員にも、複雑化・複合化する福祉課題に対し、専門性を身につける機会を提供し、包括的な支援体制づくりを構築します。

市の取組

- ◎地域交流センター等で行われる各種福祉関連講座などの充実を図り、あらゆる世代に、地域福祉への意識が高まることを目指します。
- ◎高齢者自身の知識、経験、特技などを若い世代や多世代に向けて共有する場としての講座やグループ、集まり等を充実させます。
- ◎日常生活における様々な不安や悩みから生じる、心の健康に関する相談窓口の周知や、自殺対策に係る人材の養成として、ゲートキーパー※養成講座を実施、自殺対策を進めます。また、認知症サポーター養成講座により、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めています。
- ◎複雑化・複合化する福祉課題について、行政が包括的な支援体制を図るため、行政職員に対し、知識を身につける機会の提供に努めます。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
地域づくりの担い手講座の受講者数	30人	45人	高齢者福祉課

※ゲートキーパー……自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。



社会福祉協議会の取組

- ◎各種地域福祉関連講座を開催し、市民の地域福祉への関心を高めるとともに意識向上に努めます。また、新たな参加者を得るために、講座の周知方法について工夫します。
- ◎福祉教育の取組についての共通理解を目的に体験学習等を実施し、福祉教育・ボランティアの理解に努めます。また、一般の人の参加を多く得るため、周知方法を工夫します。
- ◎専門性が高く、地域に根ざした福祉人材の育成のため、社会福祉士等の資格取得への支援を行い、専門職の資質向上に努めます。また、職員の自己啓発に対する支援制度について周知し、制度の活用を促します。
- ◎保育園の運営を通じて、子育て世帯を含む地域住民との交流を図り、子育てに関する相談・援助等を行うことで、地域福祉の充実につなげます。
- ◎地域福祉への理解と関心を高めるため、地域や学校を対象とした福祉教育・ボランティア体験学習等に対する、福祉用具の貸与や情報提供等などの支援を進めます。

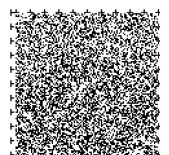
指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
福祉教育・ボランティア学習研修会の参加者数	73人	80人
福祉教育に取り組む学校数	10校	18校



【学校での福祉教育の様子】



【福祉教育・ボランティア学習研修会の様子】



(2) ボランティア活動への支援の充実

現状と課題

少子高齢化が進むとともに、福祉ニーズの増加が見込まれる中、地域の福祉事業の多くが、ボランティアやNPO法人※等に支えられています。アフターコロナと言われる令和5年度でも、ボランティア活動に参加している人は全体の6.7%で、5年前の10.8%より大幅に減っています。しかし、今後ボランティア活動に参加したいと考える人も多いことが分かりました。地域の福祉活動を活性化するための支援を充実させ、周知や啓発方法の工夫、地域活動やボランティア活動へ参加するためのきっかけづくりが必要です。

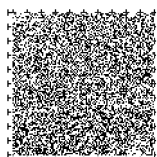
目指す方向

ボランティア活動や市民活動の内容について広く周知し、市民のボランティアに関する関心を高めます。また、ボランティア講座等を通じて、ボランティア活動をはじめのきっかけづくりを行うなど、人材育成に努めます。さらに、市と社会福祉協議会が連携するとともに、ボランティア団体間の交流や連携を図り、情報共有、スキル向上などを進め、ボランティア活動を活性化します。

市の取組

- ◎市民活動団体との連携を深め、市民活動を活性化させます。また、各地域交流センターにて、市民活動に関する様々な情報を発信します。
- ◎老人クラブ連合会、各単位老人クラブが行う、登下校時の見守りや地域のパトロール、清掃活動、交通安全教室等の地域活動に対して補助金を交付するなどの支援を行います。
- ◎すべての人が参加することのできるイベント等を開催し、障害者福祉に対する関心と理解を深めるための啓発活動を行います。
- ◎学校応援団等地域の方々への参画を得て、登下校の見守りや放課後等に学習活動等を行い、子どもたちの安心・安全な活動拠点(居場所)づくりを行います。

※NPO法人……NPO(エヌピーオー:Non-profit Organization の略)は、福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力などの様々な社会貢献活動を行う民間の非営利組織のこと。
NPO法人(特定非営利活動法人)は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法(通称NPO法)により法人格を取得した団体。



社会福祉協議会の取組

- ◎ボランティア関係者が課題研究や情報提供・研究を進める場であるプラットホーム構築事業を進め、活動の活性化を図ります。
- ◎さかどボランティア・市民活動センターだよりを発行、ボランティア情報を発信し市民に広く周知を行い、ボランティアへの参加を促進します。
- ◎ボランティア講座・視覚障害者支援講座など、各種関連講座を開催し、市民のボランティア意識の向上に努めます。
- ◎様々な人に対応する情報発信手段を用い、読みやすい広報紙面やホームページを工夫し、情報発信に努めます。
- ◎ボランティアコーディネーターを設置し、活動に必要な情報提供や相談・助言等を行います。
- ◎ボランティアアドバイザーを設置し、活動に関する日常的な相談、助言等の支援を行います。
- ◎ボランティアの活動拠点となる場所を確保し、出張ボランティアサロンの実施を推進します。
- ◎ボランティア活動の拠点となるボランティアビューローにおいて、資機材の充実に努めます。
- ◎ボランティア体験プログラムを企画し、ボランティア活動につながる機会を提供します。

【体験ボランティアの様子】



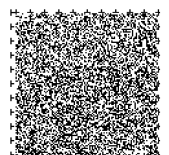
福祉施設での作業の様子



児童センターの様子



手話体験教室の様子



(3)地域福祉ネットワークの強化

現状と課題

長期間にわたる「自粛」が求められたコロナ禍で、地域のつながりは希薄化し、ひきこもり状態の長期化による社会的孤立、高齢の親がひきこもり状態の子を支える「8050問題」、本来は大人が担う家事や介護等を日常的に子どもが行う「ヤングケアラー」等、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複雑化・複合化した福祉課題が生じています。

地域福祉ネットワークを充実させることで、事態が悪化する前に早期解決に結びつける必要があります。

目指す方向

地域住民をはじめ、福祉等の専門機関や社会福祉協議会、行政や企業などの地域福祉ネットワークを充実させ、地域課題の早期解決を図り、誰一人取り残さない地域共生社会を目指します。

市の取組

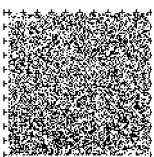
- ◎誰もが、安心して、お住まいの地域で生活が送れるよう、区・自治会、住民、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などと協働、連携します。また、認知症等により、支援が必要な人を登録事業者等が見守る「坂戸市見守りネットワーク」を普及させ、地域での見守り体制を強化します。
- ◎身近な地域の相談先と専門相談支援機関、社会福祉協議会、行政が情報共有・連携を密にすることで、福祉課題が深刻化する前に、必要な人へ適切な支援を可能とします。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
見守りネットワークの協力事業所数	106事業所	112事業所	高齢者福祉課

社会福祉協議会の取組

- ◎地域ミーティングや地域ケア会議、坂戸市障害者等地域総合支援協議会、坂戸市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議等へ参加し、各関係機関との連携を図ります。
- ◎市役所関係課との連絡調整を密にし、現状や課題を整理かつ共有して、諸問題への解決に取り組めます。
- ◎UR北坂戸団地が行う健康相談会やひがしさかどマルシェ等、地域で行われるイベントへ参加し、社協が行う地域福祉事業の周知を図ります。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
地域イベントへの参加回数	2回	5回



本計画における地域福祉ネットワークのイメージ

本市では、制度の狭間の問題や複合的な課題など様々な問題を抱えている人々へ向けたアプローチとして、地域住民をはじめ、福祉等の専門機関や社会福祉協議会及び行政など多種多様な主体が連携・協働する地域福祉ネットワークを強化することで、市全体で誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しています。

市民

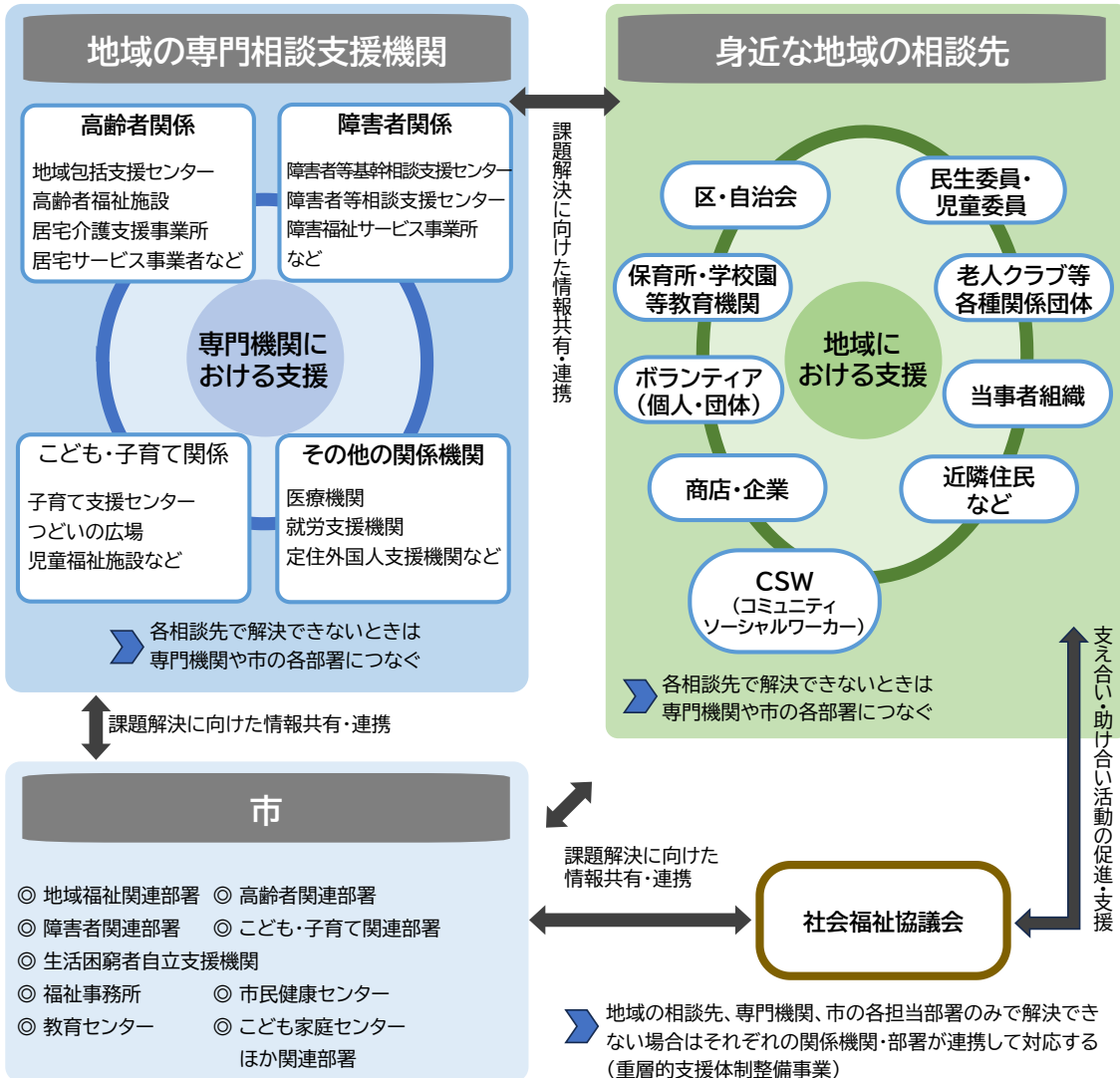


制度の狭間の問題や複合的な課題など
様々な問題を抱えている人々

8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど

- ◎ 身近な地域の相談先(区・自治会や民生委員・児童委員、近隣住民など)への相談
- ◎ 専門機関への相談 ◎ 市各部署への相談

- ◎ 相談への対応や解決に向けた支援
- ◎ 積極的な市民へのアウトリーチ



第1章

第2章

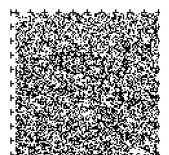
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



基本目標4:安全・安心の暮らしの実現

(1)一人ひとりの人権の尊重

現状と課題

高齢者や障害のある人、子ども等、社会的な弱者への人権侵害が発生しています。また、配偶者等からの暴力(DV)は、被害の潜在化や長期化・深刻化する懸念があります。虐待の要因は、経済的困窮、両親の介護とのダブルケアや頼れる人がいない孤立状態など、複雑化・複合化しています。未然防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関が連携するとともに、研修や啓発活動を工夫、強化する必要があります。

また、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方の権利擁護のため、後見制度の普及を図る必要があります。

目指す方向

虐待やDVなどの未然防止、早期発見、早期対応を可能とするため、市民への啓発を推進すると共に、地域や行政、福祉施設、民生委員・児童委員、警察、消防、保育・教育機関、保健・福祉・医療機関との連携を強化し、「異変」に迅速に対応する体制の構築に努めます。

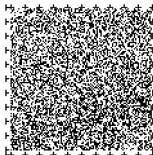
市の取組

◎高齢者や障害のある人、子ども等、社会的な弱者への虐待防止等に取り組み、本人及び家族の権利を擁護します。

◎DV防止の周知啓発を行うとともに、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

◎判断能力が不十分な人でも、地域で安心して生活ができるよう、本人及び家族の支援を行うとともに、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。また、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、坂戸市社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
市民後見人の養成・支援	25人	49人	高齢者福祉課 障害者福祉課



社会福祉協議会の取組

◎認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力がほとんどない方で、適切な後見人等が得られない場合に対し、坂戸市社協が後見人等を受任し、後見活動を実施します。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
法人後見事業の受任件数	3件	5件

【コラム6】「成年後見制度とは？」



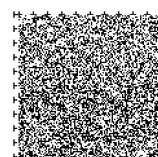
認知症、知的障害、精神障害などの理由から、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるよう、現金、預貯金の管理や医療・介護の手続きなどを支援し、ご本人を法律的に保護する制度です。

本市では、身寄りがないまたは親族の協力が得られない場合など、後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行う「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

【市民後見人事業と法人後見事業】

市民後見人とは… 一定の養成研修を受けた市民が成年後見人として利用者を支援することができます。主な役割は、親族や専門職の成年後見人と同様に、判断能力が不十分な方に代わり、財産や預貯金の管理、医療・介護の手続きなどを行うことです。

法人後見人とは… 社会福祉協議会やNPO法人等の中で適格性のある法人が後見人になることができます。法人の中で役割分担もできるので、負担の大きい案件でも対応しやすいという利点もあります。



(2) バリアフリーのまちづくり

現状と課題

公共施設のバリアフリー※化が不十分との意見や買い物、通院に不便を感じる高齢者の方が多く、地域における利便性の高い交通手段が求められています。

また、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー化」も求められています。

すべての住民が、お住まいの地域で安心して生活することができる、福祉のまちづくりを推進する必要があります。

目指す方向

公共施設や公園等に対し、市の基本方針に基づいたバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化されたまちづくりを推進します。

心のバリアフリーを実現し、共生社会づくりを進めます。

市の取組

◎誰もが不便を感じることなく外出や活動をすることができるようなバリアフリー化など、ユニバーサルデザインを目指した福祉のまちづくりを行います。

◎多様性を尊重した共生する社会の実現のため、インクルーシブ教育※を推進します。

◎男女共同参画社会※の実現を目指し、啓発活動の充実に努めます。

◎外国人住民が安心して暮らせるように、外国語による生活情報の提供など、「言葉の壁・制度の壁・こころの壁」の解消に向けた取組を行います。

◎障害者スポーツ大会等による交流や障害者週間等の各種啓発により、障害のある人への理解促進に努め、心のバリアフリー化を進めます。

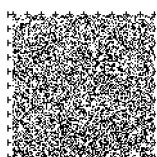
◎居住者のニーズに応じた住宅のバリアフリー化などの住宅改修等を支援します。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
障害のある人に対する理解を深めるための啓発事業回数	2回	2回	障害者福祉課

※バリアフリー……多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。

※インクルーシブ教育……障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが地域の学校でともに学べる教育。

※男女共同参画社会……男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。



社会福祉協議会の取組

◎広報紙「はんどtoはんど」や各種講座などにより、高齢者や障害のある人への理解が深められ、誰もが安心して生活できるバリアフリーのまちづくりの実現を目指します。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
高齢者や障害のある人への理解のための周知・啓発の実施	実施	実施

【コラム7】「ユニバーサルデザインとは？」

本市でも推進をしているユニバーサルデザインとは、年齢、性別、個人の能力差にかかわらず、はじめからできるかぎり多くのひとが、利用しやすいまち、施設、もの（製品）、環境、サービスなどをつくろうとする考え方です。



乗り降りがスムーズなバス



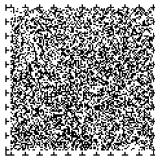
高さが違う公衆電話



多機能トイレ



使いやすい自動販売機



(3)地域の防災・防犯対策の推進

現状と課題

近年の高齢化に伴い、要配慮者に対する支援の充実が求められていることから、要配慮者を把握するシステムを確立するとともに、防災環境の整備を進める必要があります。

また、管理不全な空き家や空き地が増加し、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があります。関係機関が連携を図り、管理不全な空き家等の増加を未然に防ぐなど、安全・安心な地域づくりが必要です。

目指す方向

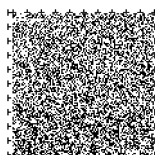
住民一人ひとりの防災・防犯意識が高まり、日ごろから地域と行政が協力し、それぞれの役割を担うことで、安全・安心が確保された地域づくりを目指します。

市の取組

- ◎地域に密着した防災訓練や家庭や事業所における災害への備えについての周知・啓発を行うことで、防災に対する意識や知識を向上させます。
- ◎自主防災組織※の結成を促進するとともに、自主防災訓練の支援を進め、地域の防災力の強化を図ります。また、災害に迅速に対応できるよう、地域、関係機関と協力して、避難行動要支援者名簿を周知・更新し、避難行動支援体制の整備を図ります。
- ◎市ホームページ、メール配信、防災行政無線を通じて、警察等からの防犯情報を提供します。
- ◎地域の防犯団体を支援することにより、自主的かつ効果的な防犯活動を促進します。
- ◎交通指導員を確保するとともに、小・中学校の通学路の安全確保に向けた取組や、交通安全教育を行います。
- ◎民生委員・児童委員による「お達者訪問」活動において、金融商品詐欺や振り込め詐欺による被害の防止、交通事故防止の呼びかけなどを実施します。
- ◎管理不全な空き家等の所有者等に対し、適正に管理するよう助言・指導等に努めます。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
「お達者訪問」世帯数	17,014世帯	継続	福祉総務課

※自主防災組織……「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に、地域の方々が防災活動を行う組織。



社会福祉協議会の取組

- ◎高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者が、災害時に安心できるよう、情報提供等の支援を行います。
- ◎市災害対策本部と連携し、災害発生時に「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、ボランティアの拠点となる体制を整えるよう推進します。また、災害に対する意識や対応力の向上のため、災害に関する研修や講座の参加に努めます。

指標	現 状	目 標
	令和5年度	令和11年度
災害の備え・災害ボランティアセンター設置訓練事業の実施	実施	実施

【コラム8】「避難行動要支援者支援制度とは？」

大規模災害が発生した場合、一人暮らしの高齢者や障害のある人など、自力で避難することが困難な方は、避難の支援が必要となります。本市では、避難の支援が必要な方に対する支援体制を整備しています。

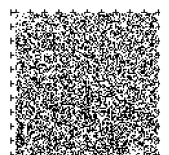
本市では、災害対策基本法に基づき、災害時の避難に特に配慮が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、平常時には非公開となっていますが、災害が発生または発生するおそれがある場合には、警察・消防などの行政機関や、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域支援者へ広く提供され、円滑な避難支援のために活用されます。

【要配慮者と要支援者】

東日本大震災を契機とした災害対策基本法の改正に伴い、それまで「災害時要援護者」と呼称していた災害時の避難行動や避難生活に特別な支援を要する高齢者や障害者等は、「要配慮者」として位置づけられました。

要配慮者のうち、風水害警戒期と震災等突発災害の発生直後の避難行動に焦点を当て、より早期に支援を要する者に対象を絞り「避難行動要支援者」として位置づけられました。

参照 埼玉県災害時要配慮者避難支援マニュアル



(4)再犯防止の推進【坂戸市再犯防止推進計画】

現状と課題

犯罪や非行をした人たちの多くが「立ち直りたい」という気持ちを持ちながら、就労や住居の確保が困難などの環境に置かれ、再び犯罪に手を染めてしまうことが見受けられます。

円滑な社会復帰が困難な状況にあることを踏まえ、社会において孤立することなく、生活の安定が図られるよう支援をすることが求められています。

また、立ち直ろうとする人たちに寄り添い、支えることによって、再び犯罪が起こることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくるために活動している更生保護団体等への支援も強化していく必要があります。

目指す方向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援し、「誰一人取り残さない」社会を目指すことで、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

立ち直し支援に関する広報・啓発活動や更生保護団体の活動支援を中心に据え、住居・就労、保健・福祉などをはじめとする地域福祉全体の施策による包括的支援を進めます。

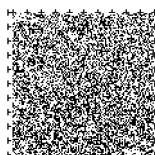
市の取組

◎更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援します。また、保護司のなり手確保のため、広報や啓発活動を推進すると共に、保護観察対象者との面接場所の提供など、より一層の連携強化を図ります。

◎犯罪や非行をした人たちで、高齢者や障害のある人、疾病などにより支援を必要とする人などに対して、地域生活に必要な保健医療・福祉サービスの利用支援など、関係機関の連携を図ります。

◎住まいの確保や就労の支援を図るため、関係機関が連携、情報提供、情報共有に努め、地域福祉全体の施策による包括的支援を進めます。

指標	現 状	目 標	担当課・所
	令和5年度	令和11年度	
保護司の充足率	75%	100%	福祉総務課



第5章 重層的支援体制整備事業の推進

（坂戸市重層的支援体制整備事業実施計画）

目的と背景

近年、一つの世帯に複数の課題が存在し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者といった、これまでの分野別の支援体制では対応が困難なケースが増え、これに対応するため、地域福祉が推進されてきました。

こうした中、平成30(2018)年の社会福祉法改正では、支援を必要とする方が抱える様々な課題を、地域住民や福祉関係者が把握すること、そして関係機関との連携などにより解決を図ることを地域福祉の推進の理念として規定し、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努めることが規定されました。

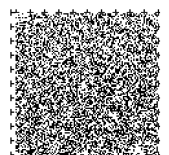
さらに、この「包括的な支援体制」を構築するための方策として、令和3(2021)年の社会福祉法改正で創設されたのが、重層的支援体制整備事業です。

この事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市区町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本市の現状と課題

市民アンケート調査から、本市でも、ひきこもっている人がいる、働き先が見つからず困っている人がいる、地域から孤立しているなど、様々な課題が存在していることが垣間見えます。

複雑化・複合化した問題に対して包括的な支援を進めるため、本市においても、重層的支援体制を整備していくことが求められます。



重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の3つの支援を一体的に実施します。

1 相談支援

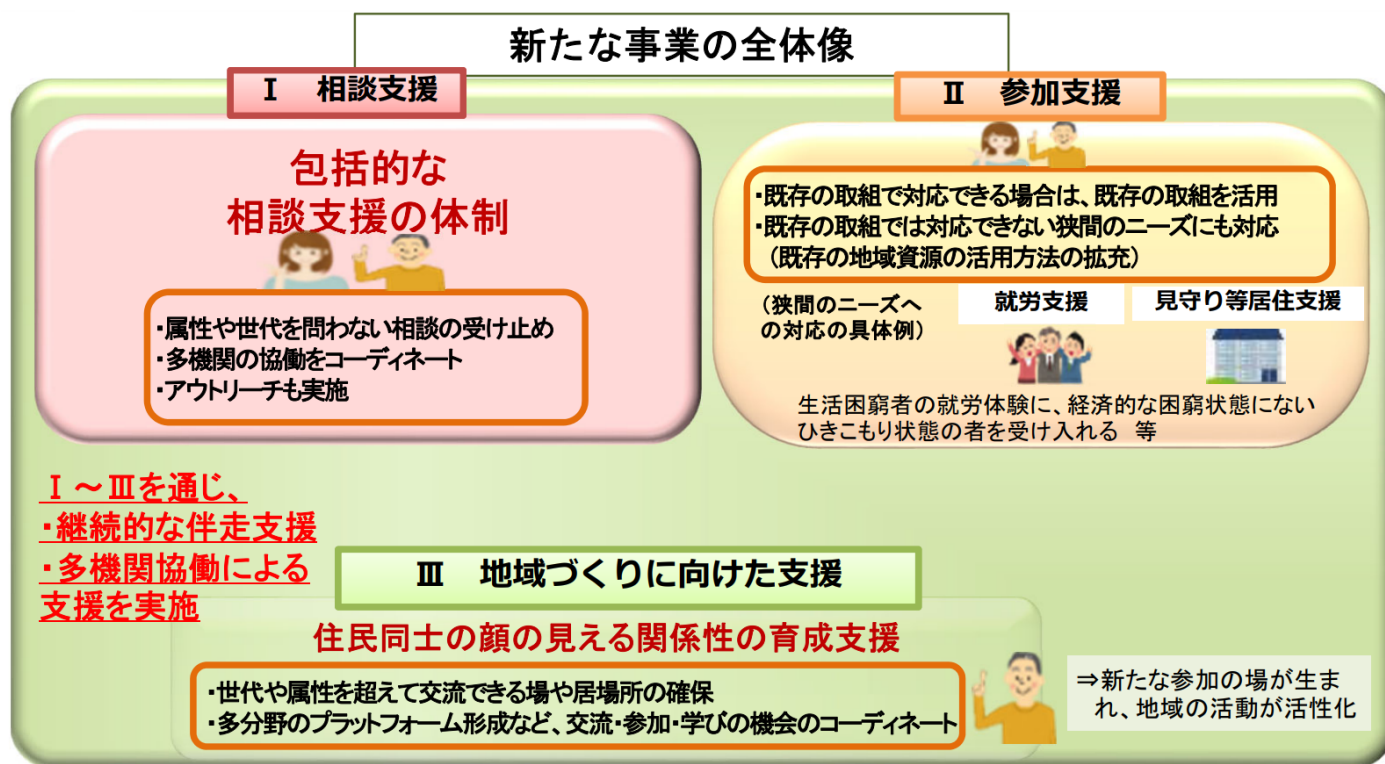
本人や世帯の属性にかかわらず受け止める包括的な相談支援

2 参加支援

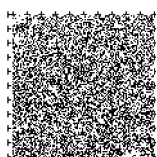
本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



出典：「小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議」令和5年度厚労省資料より抜粋



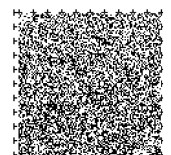
(2)重層的支援体制整備事業の内容

重層的支援体制整備事業は、下に示す5つから成り、これらが一体的に展開され、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築するものです。

事業名	事業内容
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	○社会とのつながりをつくるための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ※等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る

出典:「重層的支援体制整備事業における各事業の概要」より(厚生労働省)

※アウトリーチ……援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者のいる場所に出向いて、積極的な働きかけを行うこと。



重層的支援体制整備事業実施計画の基本方針

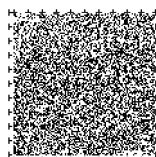
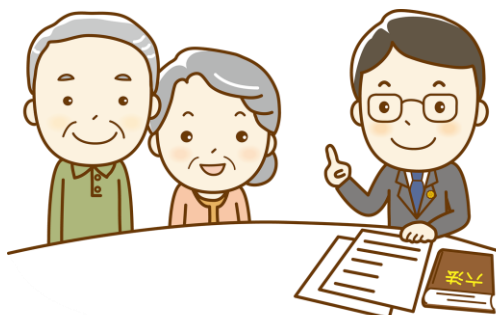
重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現を目指します。

実施事業について

① 包括的相談支援事業

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の相談支援を継続して進めるとともに、自立生活サポートセンター内の「福祉総合相談窓口」において、相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める体制を整備します。

事業	分野	実施機関	設置数	運営形態	担当課
地域包括支援センターの運営	介護	地域包括支援センター	5	委託	高齢者福祉課
		地域包括支援センター支所	1		
障害者等相談支援事業	障害	障害者等基幹相談支援センター	1	直営	障害者福祉課
		障害者等相談支援センター	4	委託	障害者福祉課
利用者支援事業	子ども	こども支援課【基本型】	1	直営	こども支援課
		こども家庭センター【こども家庭センター型】	1	直営	こども支援課 市民健康センター
自立相談支援事業	生活困窮	自立生活サポートセンター	1	委託	福祉総務課



② 参加支援事業

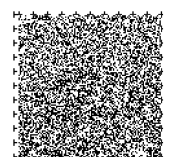
地域づくり事業における「場」と対象者をつなぎます。また、課題を抱える個人のニーズにあった場所を探し、必要であれば個別に支援を行います。

具体的には、既存の支援制度では対応できない、例えばひきこもり状態の人のニーズに対して、就労支援等を行います。また、孤立しがちな人や子どもに対し、様々な集いの場や居場所を活用しながら、社会とのつながりをつくるための支援を行います。

③ 地域づくり事業

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、地域の状況等を踏まえ、世代や属性を超えて交流できる場や共助の基盤づくりを目指すなど地域における活動の活性化を図ります。

事業	実施機関	設置数	運営形態	担当課
一般介護予防事業	市 (フレイル予防 元気アップ教室 すこやか脳クラブ さかどお達者体操)	4	直営 委託	高齢者福祉課
生活支援体制整備事業	第1層生活支援 コーディネーター	1	委託	高齢者福祉課
	第2層生活支援 コーディネーター	6		
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター のぞみ	1	委託	障害者福祉課
地域子育て支援拠点事業	市 児童センター つどいのひろば 子育て支援センター	7	直営	こども支援課 保育課
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	市 福祉総合相談窓口 自立生活サポートセンター	3	直営 委託	福祉総務課

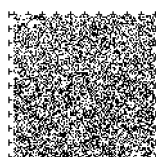


④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

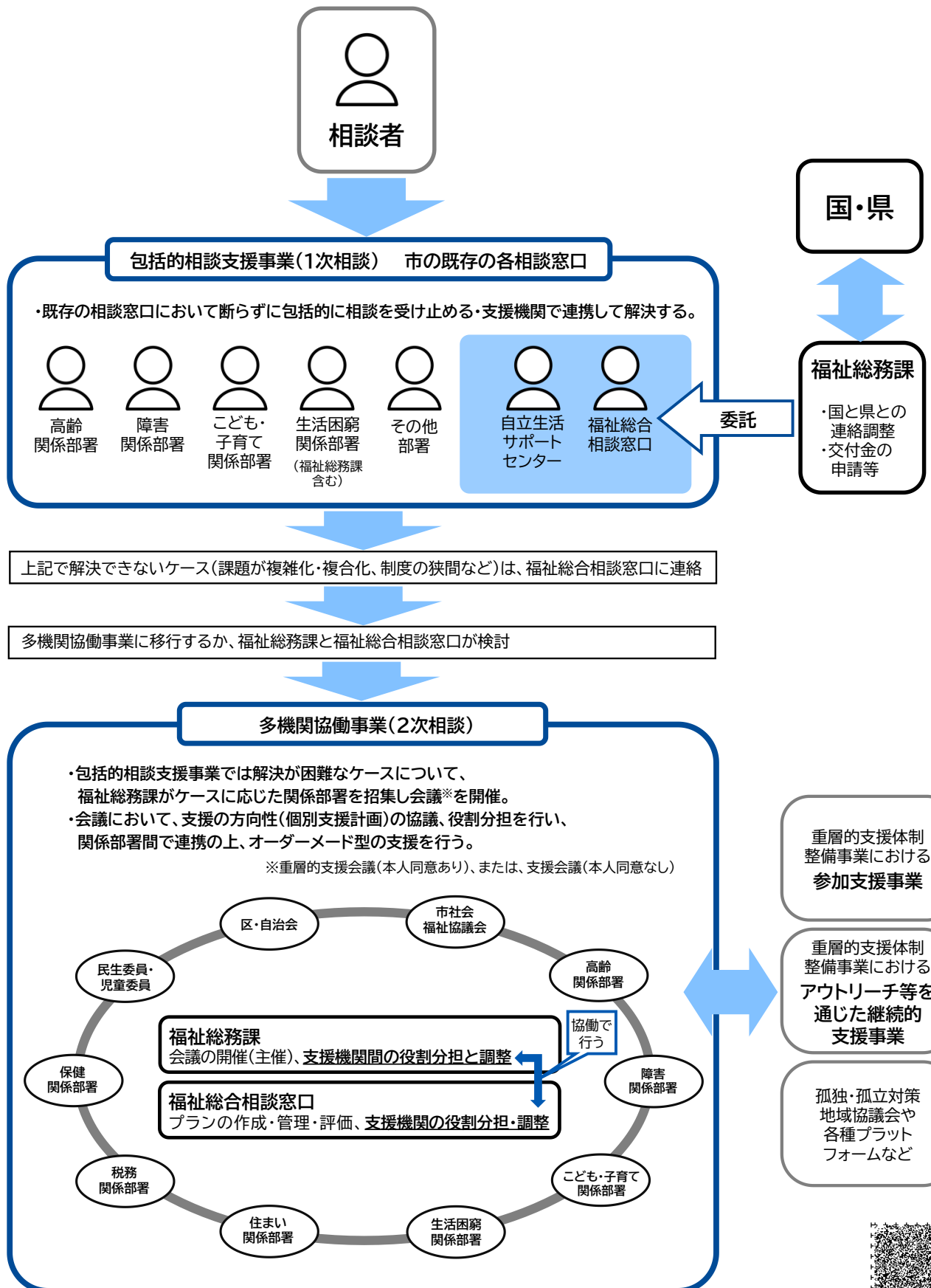
地域社会からの孤立が長期にわたる、ひきこもり状態など、必要な支援が届いていない地域住民及びその世帯に対し、訪問などにより状況を把握した上で相談に応じます。また、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言など、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、各分野の連携を通じて、包括的かつ継続的な支援を推進します。

⑤ 多機関協働事業

従来の分野別の仕組みでは対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例に対して、福祉総合相談窓口等において把握した情報について、実情に応じ、「坂戸市支援会議」及び「坂戸市重層的支援会議」を随時開催し、情報の共有や支援の方向性の整理、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担を行い継続して支援を行います。また、孤独・孤立対策地域協議会等の各種会議体が対応できるような仕組みづくりを推進します。



坂戸市の重層的支援体制整備事業における相談支援体制



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第6章 計画の目標と推進体制

第1節 計画の目標

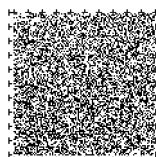
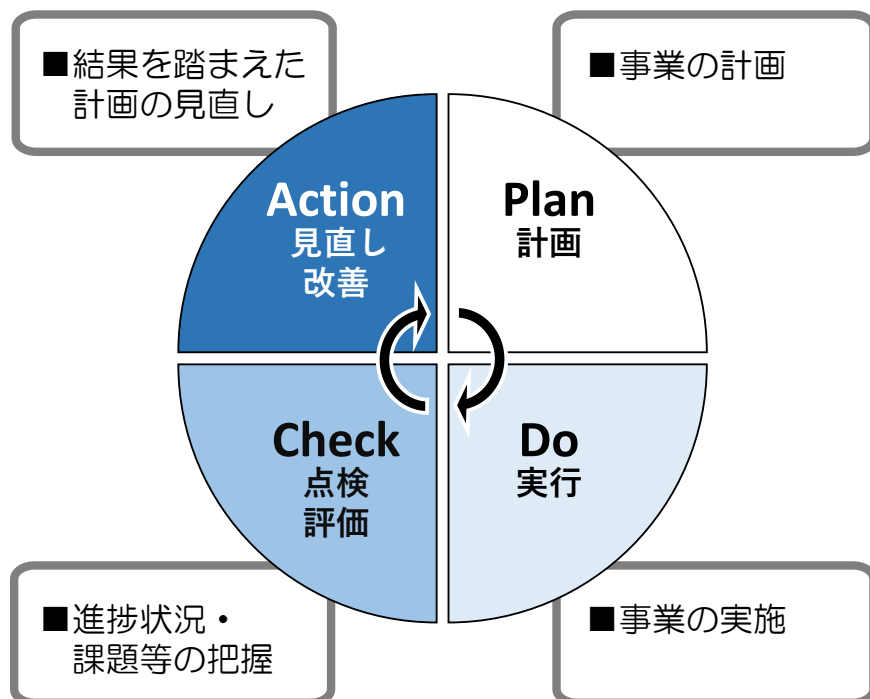
社会福祉法に規定されている「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を踏まえ、本計画でも、設定する4つの基本目標につながる施策と、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭などに向けた個別の福祉計画との連携を明確にし、それぞれの計画の目標と本計画の目標の整合を図っていきます。また、個別計画の改訂・見直しの際には、本計画を参照されるべき福祉に関する上位計画として位置付けていきます。

第2節 計画の進行管理と評価

本計画は、毎年度、PDCAサイクル(Plan(計画) → Do(実行) → Check(点検・評価) → Action(見直し・改善))に基づいて進行管理を行います。

PDCAサイクルにおけるCheck(点検・評価)においては、次節に記載する、坂戸市地域福祉計画審議会、坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会において、評価を行い、進捗状況の検証や必要な課題の把握分析をします。

Action(見直し・改善)においては、Check(点検・評価)を踏まえて、必要に応じて事業の見直しや改善を行い、その結果を次年度に反映させていきます。



第3節 計画の推進体制

(1)市民参加の推進体制

地域福祉を推進していくためには、市民と行政の深い相互理解が重要となります。そのため、地域福祉計画・地域福祉活動計画、地域福祉に関する情報を広報紙や市ホームページなど多様な媒体を通じて広く市民への周知を図ります。

また、本計画の進捗状況については、公募市民を委員に含む坂戸市地域福祉計画審議会に定期的に報告し、市ホームページでも公表しながら、その進捗を管理していきます。

(2)庁内の推進体制

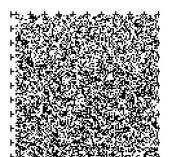
本計画を通じた地域生活課題を抱える市民への包括的支援を効果的に推進するため、福祉、保健を含む庁内の部局を横断的につないだ地域福祉計画庁内策定・推進会議において情報共有と計画の進捗状況の報告・管理を行っていきます。

(3)社会福祉協議会の推進体制

社会福祉協議会内に設置している坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会において具体的な施策の進行管理を行っていきます。

第4節 計画の公表

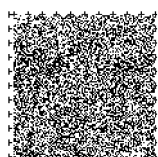
一人ひとりの市民が地域福祉の考え方や方向性、活動の内容を理解し、「地域共生社会」の実現に向け取り組むことができるようにするため、本計画及び計画の進捗状況については、広報紙や市のホームページ等においてその内容を公表し、幅広く周知をしていきます。



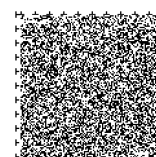
資料編

第1節 坂戸市地域福祉計画(第4期)の策定経過

開催日	会議名等	内容
令和5年7月28日	第1回坂戸市地域福祉計画審議会	諮問書手交 坂戸市地域福祉計画(第3期)進捗状況について 坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和5年8月9日	第1回坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	坂戸市地域福祉計画(第3期)進捗状況について 坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和5年8月16日	第1回坂戸市地域福祉計画ワーキングチーム会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和5年8月10日 ～9月1日	市民アンケート調査	坂戸市地域福祉に関するアンケート調査
令和5年10月17日 ～10月26日	第2回坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について (書面会議)
令和5年11月8日	第2回坂戸市地域福祉計画審議会	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和5年12月21日 ～令和6年2月16日	高齢者の支え合い会議 地域ミーティング及び主任児童委員連絡会	地域の課題について
令和6年2月14日	第2回坂戸市地域福祉計画ワーキングチーム会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年3月12日	第3回坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年3月19日	第3回坂戸市地域福祉計画審議会	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年7月3日	第1回坂戸市地域福祉計画審議会	坂戸市地域福祉計画(第3期)進捗状況等について 坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年7月17日	第1回坂戸市地域福祉計画ワーキングチーム会議	坂戸市地域福祉計画(第3期)進捗状況等について 坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年7月17日	第1回坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	坂戸市地域福祉計画(第3期)進捗状況等について 坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年9月26日	第2回坂戸市地域福祉計画ワーキングチーム会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について



令和6年10月4日	第2回坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年10月18日	第2回坂戸市地域福祉計画審議会	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和6年12月6日 ～令和7年1月6日	市民コメント	坂戸市地域福祉計画(第4期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)素案意見・提案募集
令和7年1月28日	第3回坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について
令和7年1月31日	第3回坂戸市地域福祉計画審議会	坂戸市地域福祉計画(第4期)策定について 坂戸市地域福祉計画(第4期)答申書案について
令和7年2月14日		答申書手交



第2節 市民コメント結果

坂戸市地域福祉計画(第4期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)の策定にあたり、計画案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

1 意見応募期間

令和6年12月6日(金)～令和7年1月6日(月)

2 応募資格

市内在住、在勤、在学者

3 市民への周知

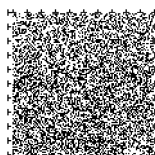
12月1日号広報さかと及び市ホームページに掲載し周知を図りました。

4 素案、応募用紙及び応募箱設置場所

福祉総務課、市政情報コーナー、坂戸市福祉センター、各出張所、各地域交流センター、中央図書館、健康増進施設サンプラザさかと、市民総合運動公園、市民健康センターの計18か所に素案、応募箱を設置するとともに、郵送、ファクス、メール及び電子申請で提出可としました。

5 募集結果

市民コメント応募 0人 意見数0件



第3節 坂戸市地域福祉計画審議会

(1)坂戸市地域福祉計画審議会条例

平成26年12月19日条例第41号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく坂戸市地域福祉計画の策定及びその推進に関する事項を審議するため、坂戸市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、坂戸市地域福祉計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 社会福祉、医療又は保健に関する職務に従事する者
- (4) 市民の代表者
- (5) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

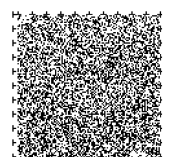
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

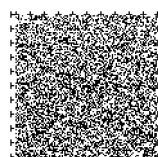


(2)坂戸市地域福祉計画審議会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	所属機関・団体	氏 名
1	学識経験者	城西大学	于 洋
2	関係団体 の代表者	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会	◎五味 教
3		坂戸市障害者団体連絡会	泉川 光夫
4	社会福祉、医療 又は保健に 関する職務に 従事する者	坂戸市社会福祉協議会	○新井 勇
5		坂戸市介護保険事業者連絡会	松本 正人
6	市民の代表	川越地区保護司会坂戸支部	伊東 陽子
7		坂戸市区長会	藤城 善己
8		坂戸市自主防災組織連絡協議会	鈴木 住雄
9		坂戸市ボランティア連絡会	根本 永子
10		坂戸市老人クラブ連合会	水村 義篤
11		坂戸市商工会	本橋 聡
12		坂戸市PTA連合会	齋藤 友美子
13		坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会	村田 千鶴
14	公募市民	—	松下 敦子
15		—	村松 陽子

◎:会長 ○:副会長



第4節 諮問書

坂福発第545号
令和5年7月28日

坂戸市地域福祉計画審議会会長 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市地域福祉計画（第4期）の策定について（諮問）

坂戸市地域福祉計画（第4期）を策定するため、坂戸市地域福祉計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

第1章

第2章

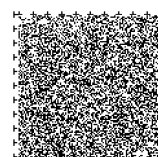
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



第5節 答申書

坂 福 審 発 第 1 号
令和7年2月14日

坂戸市長 石川 清 様

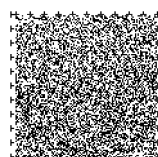
坂戸市地域福祉計画審議会
会 長 五 味 教

坂戸市地域福祉計画（第4期）の策定について（答申）

令和5年7月28日付け坂福発第545号により諮問のありました坂戸市地域福祉計画（第4期）の策定について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 一体的に策定された坂戸市地域福祉計画（第4期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第4期）については、誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、地域の実情に沿った施策を実施する計画として妥当と判断する。
2. 近年、地域の複雑化・複合化する福祉課題について、包括的な相談支援体制を進め、市民、市、社会福祉協議会を始め、各分野及び関係機関等との連携によって、地域福祉の推進が図られ、誰ひとり取り残さない地域づくりを推進されたい。
3. 本審議会における意見・要望（別紙）について配慮され、基本理念に掲げた「みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど」の実現に向けて、地域福祉の推進を図られたい。



別紙

意見・要望

- ・本計画の着実な推進に努め、本計画の進捗状況の把握を行い、公表するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
- ・制度に変化が生じた場合は、計画の期間中であっても迅速に計画の見直しを図ること。
- ・本計画に基づく施策、事業の推進及び見直しに当たっては、本市の地域の実情の把握に努めること。
- ・今後関係各課等が個別計画を見直す際には、本計画の内容を反映すること。
- ・多様な媒体などを利用し、本計画の理念や施策の更なる周知を行うこと。

第1章

第2章

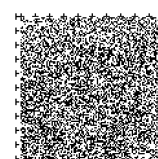
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



第6節 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく坂戸市地域福祉計画(以下「計画」という。)の円滑な策定・推進を図るため、坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画の素案の策定及び関係部署間の施策の連携・調整に関すること。

(2) その他計画に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 庁内会議の会議は、福祉部長、福祉部次長及び別表に掲げる課の課長職等にある者及び社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)の事務局長をもって組織する。

2 庁内会議に会長及び副会長を置き、会長は福祉部長の職をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 庁内会議に、第2条の所掌事務の細目について調査及び研究を行うワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、福祉総務課長、別表に掲げる課の課長補佐又は係長の職にある者で当該所属長が推薦する者及び社会福祉協議会事務局次長又は主査をもって組織する。

3 ワーキングチームリーダー(以下、「チームリーダー」と言う。)は、チームの事務を総理し、チームを代表する。

4 チームリーダーは、福祉総務課長をもって充てる。

5 チームリーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが、指名するメンバーが、その職務を代理する。

6 チームリーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか庁内会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。(平成21年市長決裁)

附 則

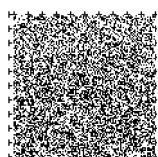
この要領は、決裁の日から施行する。(令和元年7月4日市長決裁)

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。(令和5年7月7日市長決裁)

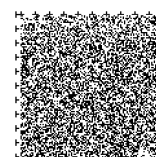
附 則

この要領は、決裁の日から施行する。(令和6年4月5日市長決裁)



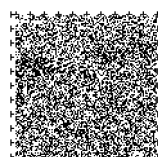
別表(第3条及び第5条関係)

市長部局	政策企画課、防災安全課、人権推進課、市民生活課、 中央地域交流センター、交通対策課、こども支援課、保育課、 市民健康センター、福祉総務課、高齢者福祉課、障害者福祉課、環境政策課、 商工労政課、都市計画課、住宅政策課
教育委員会 事務局	学校教育課(教育センター含む)、社会教育課



第7節 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)の策定経過

開催日	会議名等	内容
令和5年8月1日	第1回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)進捗状況について 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)策定について
令和5年8月10日 ～9月1日	市民アンケート調査	坂戸市地域福祉に関するアンケート調査
令和5年10月25日	第2回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	坂戸市地域福祉計画・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)アンケート結果について
令和5年12月21日 ～令和6年2月16日	高齢者の支え合い会議 地域ミーティング及び主任児童委員連絡会	地域の課題について
令和6年3月18日	第3回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)策定について
令和6年6月24日	第1回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)進捗状況について 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)策定について
令和6年10月7日	第2回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)策定について
令和7年1月27日	第3回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)策定について
令和7年2月17日	第4回坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	報告書手交



第8節 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会

(1)坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福祉のまちづくりを実現するための坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定・推進することを目的に、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内をもって構成する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 福祉専門機関及び団体の者

(3) 社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定

(2) 計画の進行管理

(3) その他会長が必要と認める事項

2 会議は委員長が招集し、その議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、坂戸市社会福祉協議会事務局において処理する。

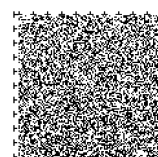
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

2 施行後最初の委員の任期については、第3条の規定にかかわらず、委嘱日から平成30年3月31日までとする。

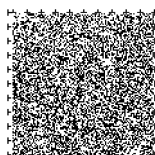


(2) 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	所属機関・団体	氏 名
1	社会福祉、医療又は保険に関する職務に従事する者	NPO法人ケアピーぷる	◎末森 克彦
2		NPO法人ぽてと to 地域福祉の会	河端 幸男
3		社会福祉法人プラモウトサークルクラブ 坂戸サークルホーム	○渡辺 恭一
4		社会福祉法人愛の田会さつき保育園	町田 満
5	福祉専門機関及び団体の者	彩の国福祉教育・ボランティア学習推進 員ネットワーク(あったかウェルねっと)	須田 正子
6	知識経験を有する者	社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会元 理事	青木 繁
7		社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会前 監事	久保市浩一
8		社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会評 議員	齊藤多美恵

◎:委員長 ○:副委員長



第9節 報告書

令和7年2月17日

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会
会 長 新 井 勇 様

地域福祉活動計画策定・推進委員会
委員長 末 森 克 彦

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第4期）について（報告）

「坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）」の計画期間の完了に伴い、次期計画について慎重に審議した結果、「坂戸市地域福祉計画（第4期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第4期）」を策定しましたので、別添資料のとおり報告します。

第1章

第2章

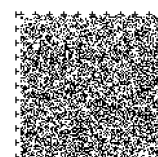
第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



坂戸市地域福祉計画(第4期)
坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第4期)

令和7年3月発行

発行:坂戸市・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

編集:坂戸市福祉総務課・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

■坂戸市役所

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号

TEL:049-283-1331(代表)

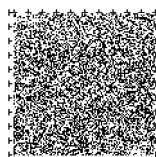
HP: <https://www.city.sakado.lg.jp/>

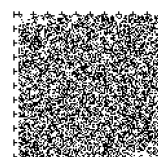
■社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

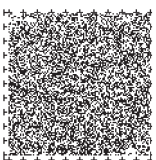
〒350-0212 埼玉県坂戸市石井 2327 番地 6

TEL:049-283-1597

HP: <http://sakadoshakyou.jp/>







音声コード(Uni-Voice)対応アプリを使い、コードにかざすと、内容を音声で読み上げます。